

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年11月26日

【中間会計期間】 第55期中(自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

【会社名】 株式会社ベスト電器

【英訳名】 BEST DENKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 有 菌 憲 一

【本店の所在の場所】 福岡市博多区千代六丁目2番33号

【電話番号】 福岡092(781)7161(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 舛 田 誠

【最寄りの連絡場所】 福岡市博多区千代六丁目2番33号

【電話番号】 福岡092(781)7161(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 舛 田 誠

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第53期中	第54期中	第55期中	第53期	第54期
会計期間	自 平成17年 3月1日 至 平成17年 8月31日	自 平成18年 3月1日 至 平成18年 8月31日	自 平成19年 3月1日 至 平成19年 8月31日	自 平成17年 3月1日 至 平成18年 2月28日	自 平成18年 3月1日 至 平成19年 2月28日
売上高 (百万円)	180,485	175,391	209,062	361,378	368,979
経常利益 (百万円)	2,271	1,978	451	3,040	2,340
中間(当期)純利益 (百万円)	1,242	957	237	1,914	1,497
純資産額 (百万円)	71,270	86,450	85,364	87,807	88,554
総資産額 (百万円)	193,471	194,119	222,522	192,869	224,712
1株当たり純資産額 (円)	587.96	1,097.22	1,081.84	553.67	1,113.34
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	10.25	12.11	3.08	14.31	19.16
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益 (円)	8.24	11.22	2.85	11.79	17.72
自己資本比率 (%)	36.8	44.1	37.4	45.5	38.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,837	2,055	2,206	7,417	6,897
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,573	△6,368	△5,160	△4,249	△5,007
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,539	5,326	1,686	△2,273	1,446
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	11,106	11,329	12,672	10,303	13,848
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	5,258 (1,141)	5,416 (985)	6,233 (962)	5,147 (1,100)	6,048 (989)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成18年8月4日付で普通株式について2株を1株に併合しております。

3 純資産額の算定にあたり、第54期中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4 平均臨時雇用者数は、臨時従業員(1日8時間換算)の各中間連結会計期間および各連結会計年度の平均雇用人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第53期中	第54期中	第55期中	第53期	第54期
会計期間	自 平成17年 3月1日 至 平成17年 8月31日	自 平成18年 3月1日 至 平成18年 8月31日	自 平成19年 3月1日 至 平成19年 8月31日	自 平成17年 3月1日 至 平成18年 2月28日	自 平成18年 3月1日 至 平成19年 2月28日
売上高 (百万円)	169,427	165,832	180,036	338,871	341,186
経常利益 (百万円)	1,392	1,491	1,104	2,999	2,793
中間(当期)純利益 (百万円)	573	831	712	1,734	2,077
資本金 (百万円)	20,946	28,976	28,976	28,976	28,976
発行済株式総数 (株)	126,468,140	81,887,830	81,887,830	163,775,660	81,887,830
純資産額 (百万円)	72,499	87,288	86,784	89,543	87,949
総資産額 (百万円)	178,269	183,238	194,993	179,650	196,521
1株当たり純資産額 (円)	598.10	1,117.73	1,126.78	564.67	1,141.72
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	4.73	10.50	9.25	12.98	26.57
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益 (円)	3.81	9.74	8.54	10.71	24.57
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	15.00	18.00
自己資本比率 (%)	40.7	47.6	44.5	49.8	44.8
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	3,602 (1,045)	3,774 (918)	3,907 (790)	3,533 (971)	3,747 (881)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成18年8月4日付で普通株式について2株を1株に併合しております。

3 純資産額の算定にあたり、第54期中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4 平均臨時雇用者数は、臨時従業員(1日8時間換算)の各中間会計期間および各事業年度の平均雇用人員数を表示しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間から、以下の会社を新たに連結の範囲に含め、または当社の関連会社としております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権の所有又は被所有割合(%)		関係内容
				所有割合	被所有割合	
(連結子会社) (有)ベストパックサービス (注4)	福岡市 博多区	63	家電 小売業	[84.9]	0.4	当社へ延長保証プログラム販売を委託している。 当社へ建物等の一部を賃貸している。 役員の兼任等(当社従業員2名)
(持分法適用の関連会社) (株)プライム(注5)	名古屋市 東区	903	家電 小売業	15.0	—	当社との間で相互に商品の供給を行っている。 役員の兼任等(当社役員1名(平成19年9月26日定時株主総会決議))

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2 議決権の所有割合又は被所有割合の[]は、緊密な者の所有割合であります。
3 「関係内容」の役員の兼任等の当社従業員は全て出向であります。
4 有価証券報告書または有価証券届出書を提出していません。
5 当社との資本関係はありませんが、実質支配力基準に基づき子会社としたものであります。
6 持分は100分の20未満ではありますが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年8月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	
家電小売業	5,622	(931)
家電卸売業	12	(1)
クレジット事業	17	(—)
サービス事業	423	(23)
その他の事業	60	(3)
全社(共通)	99	(4)
合計	6,233	(962)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(1日8時間換算)の当中間連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成19年8月31日現在

従業員数(名)	3,907(790)
---------	------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(1日8時間換算)の当中間会計期間の平均雇用人員であります。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、原油をはじめとする原材料価格の高騰や金利上昇の影響などの不安材料があったものの、企業収益の継続的な改善を背景とした設備投資の増加や、雇用環境の広がりなどがみられ、景気は緩やかな回復基調を続けました。

家電販売業界におきましては、薄型テレビを始めとするデジタル家電を中心に、全体としては、成長しております。

このような中、当社グループにおきましても、薄型テレビは地上デジタル放送のエリア拡大と価格下落に伴う買いやすさから、大画面、高画質を中心に大きく伸張しましたが、その一方で、個人消費の伸び悩みや天候不順の影響、さらには業界内における企業間競争の激化など当社グループを取り巻く環境は、依然厳しい状況が続いております。

パソコンは、特に夏季商戦期において、価格競争の激化による大幅な単価下落が発生した結果、台数は前年横ばいとなりましたが、金額では前年割れとなりました。

営業の面では、eラーニングの積極的活用による接客・商品知識教育を実施、商品の組織的集中販売強化を推進するとともに、非物販による利益の創造を目指し、各種インセンティブの獲得に努めました。

店舗展開につきましては、熊本県の山鹿店、あらおシティモール店を始め、広島県のNew東広島店など直営店11店（内、海外4店）、フランチャイズ店5店、計16店を出店いたしました。一方、期初より計画の不採算店の閉店については、直営店14店（内、海外2店）、フランチャイズ店10店、計24店を閉鎖して利益重視の政策を推進してまいりました。

この結果、平成19年8月31日現在の店舗数は、572店となりました。その内訳はフランチャイジーの㈱アスク・スピリッツ5店の直営化を加減し、直営店276店（内、海外36店）、フランチャイズ店296店となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

- ①家電小売業は、主に平成18年12月に㈱さくらやを新規連結したことにより、売上高は1,799億85百万円（前年同期比23.0%増）と大幅増収となりましたが、同社は事業再生途上にありコスト吸収に至らなかったことにより、営業利益は2億79百万円（前年同期比81.7%減）と大幅減益となりました。
- ②家電卸売業は、ネット通販事業㈱ストリームの売上が伸張するものの不採算フランチャイズ店の閉鎖などにより、売上高は235億22百万円（前年同期比1.9%減）と減収となりましたが、営業利益は8億92百万円（前年同期比2.4%増）となりました。
- ③クレジット事業は、信託受益権の収入の減少により、営業収益は14億54百万円（前年同期比7.2%減）と減収となり、営業利益は6億2百万円（前年同期比4.0%減）と減益となりました。
- ④サービス事業は、当中間連結会計期間は、エアコンその他家電製品の取付設置工事件数の減少により、売上高は23億88百万円（前年同期比1.5%減）となり、新規業務取組みなどの人件費の増加により、営業利益は98百万円（前年同期比67.5%減）と減益となりました。
- ⑤その他の事業につきましては、人材派遣業収入の増加および平成18年10月にコンビニエンスストア業を開始したことにより、売上高は17億11百万円（前年同期比61.4%増）と増収となり、建築工事の請負業とアミューズメント業の収益が改善したことなどにより営業損失は37百万円（前中間連結会計期間営業損失2億73百万円）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は、2,090億62百万円（前年同期比19.2%増）、営業利益は4億15百万円（前年同期比77.2%減）経常利益4億51百万円（前年同期比77.2%減）中間純利益2億37百万円（前年同期比75.2%減）と増収減益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前中間連結会計期間に比べ13億43百万円増加し、当中間連結会計期間末には126億72百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因はつぎのとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は22億6百万円（前中間連結会計期間は+20億55百万円）となりました。これは主に税金等調整前中間純利益6億65百万円、減価償却費19億12百万円およびたな卸資産の減少52億21百万円など

の増加と、仕入債務の減少27億62百万円、売上債権の増加8億88百万円および特別利益の預り保証金償却益4億96百万円、貸倒引当金戻入益2億21百万円などの減少によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用した資金は51億60百万円(前中間連結会計期間は△63億68百万円)となりました。これは主に固定資産取得による支出42億3百万円および投資有価証券取得による支出15億9百万円などの支出と、投資有価証券の売却による収入5億94百万円などの収入によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は16億86百万円(前中間連結会計期間は+53億26百万円)となりました。これは主に長期借入金の借入80億円などの収入と、長期借入金の返済47億12百万円および配当金の支払13億85百万円などの支出によります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

中間連結種類別売上高表

セグメント・種類	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
家電小売業・家電卸売業				
家電・情報家電				
テレビ	26,922	15.3	29,937	14.3
DVD・ビデオムービー	8,396	4.8	8,628	4.1
ラジカセ・ポータブルオーディオ	2,614	1.5	2,461	1.2
照明器具	3,039	1.7	3,435	1.7
パソコン・事務機器	42,146	24.0	51,317	24.6
移動体通信関連	10,339	5.9	19,838	9.5
ミニコンポ・オーディオ製品	2,318	1.3	2,361	1.1
厨房器具	3,090	1.8	3,287	1.6
冷蔵庫・電子レンジ	13,931	7.9	13,623	6.5
洗濯機・クリーナー	11,329	6.5	11,308	5.4
電熱小物器具	11,501	6.6	12,873	6.2
エアコン	16,707	9.5	16,330	7.8
その他の冷暖房器具	2,563	1.5	2,454	1.2
その他				
修理・工事収入	2,143	1.2	2,326	1.1
AVアクセサリ	2,625	1.5	3,328	1.6
ゲーム・AVソフト	3,795	2.2	6,929	3.3
その他	2,288	1.3	7,811	3.7
テナント売上	4,583	2.6	5,254	2.5
小計	170,337	97.1	203,508	97.4
クレジット事業	1,567	0.9	1,454	0.7
サービス事業	2,425	1.4	2,388	1.1
その他の事業	1,059	0.6	1,711	0.8
合計	175,391	100.0	209,062	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く事業環境は、景気回復は穏やかに改善傾向にあるものの、個人の消費環境は伸び悩むことが予想され、原油の高騰など先行きの不安も払拭できず、家電販売業界の場合、引き続き競合は熾烈であり、消費者による企業選別の時代になると考えられます。

このような環境の下、当社グループは、今回の㈱ビックカメラと業務・資本提携によるシナジー効果を追求し、また、㈱さくらや他新規事業への取り組み後の早期立ち上げが最大の課題と認識し、収益改善に全力で取り組みます。その他、不採算店を含めた非効率店の撲滅を図り、利益重視の経営を追求してまいります。

具体的には、現場重視の営業改革に取組み、営業資源の集中化と配分を実行し、店質別区分による地域に密着した、営業強化策を展開してまいります。

収益構造の面では、売上高は新規に連結子会社化した㈱さくらや他の増収が見込まれることから、荒利率改善を第一に置き、重点販売商品の集中販売並びにインセンティブ獲得商品の拡販による荒利益高の確保と、徹底したローコスト経営（物流コスト削減、総人件費の抑制、販管費の削減等）に取組み、利益の確保に努めてまいります。

また、海外事業については、台湾事業の早急な経営建て直しと既存国での積極的な業績拡大を継続し、新規国として、ベトナム国へ合弁会社設立準備を始めております。

なお、当社は、平成19年4月23日当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み並びに対応策（買収防衛策）を決定し導入しております。その有効期間は平成19年5月24日当社定時株主総会の終結の時まででありましたが、同総会に上程し決議され、平成20年5月開催の当社定時株主総会の日まで本対応策を継続することとしております。その基本方針および買収防衛策の内容は以下のとおりであります。

(1) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社の株式は譲渡自由が原則であり、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものです。したがって、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えています。

一方、当社グループは、家電製品の小売業を通じ、長年にわたって培ってきたノウハウによって顧客の支持を獲得してまいりました。それを実現する上で当社グループが有する人材が重要な経営資源として位置づけられることは勿論のこと、取引先との長期にわたる信頼関係が当社の事業活動の重要な基盤をなしております。

さらに当社グループは、(イ)既存店活性化による店舗収益力の向上、(ロ)組織運営・マネージメント手法の見直しによる生産性の向上、(ハ)売上原価、営業費用等のコスト削減、(ニ)出店、新規事業・提携、海外等先行投資案件の収益基盤確立、(ホ)遊休資産等保有資産の活性化・効率化、(ヘ)連結重視のグループ経営力強化、という6つの基本方針に基づいた様々な事業施策を推進し、当社グループの経営基盤の整備・再構築に努めております。

したがって、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主が適切に判断されるためには、買付が当社の経営基盤やこれまでの経営上の取組みに与える影響、当社株式の買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主に十分に把握していただく必要があると考えます。

しかし、当社株式の買付等の提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社では、中期経営計画とコーポレートガバナンスの強化の両面から当社の企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでいます。以下に掲げるこれらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えています。

イ 中期経営計画による企業価値・株主共同の利益の向上の取組み

当社は、昭和28年の創業以来、ステークホルダーとの信頼関係を基盤とし、家電小売業、家電卸売業、クレジット事業、サービス事業、その他の事業をグループ会社とともに展開しています。現在、当社では、

(イ) 既存店活性化による店舗収益力の向上、(ロ) 組織運営・マネジメント手法の見直しによる生産性の向上、(ハ) 売上原価、営業費用等のコスト削減、(ニ) 出店、新規事業・提携、海外等先行投資案件の収益基盤確立、(ホ) 遊休資産等保有資産の活性化・効率化、(ヘ) 連結重視のグループ経営力強化、という6つの基本方針に基づいた様々な事業施策を推進しております。

具体的な推進内容の一例としては、以下のような内容が挙げられます。

a 営業力の強化

既存店舗について前年対比1%の売上高向上を確保することを目標に、当社ブランド戦略に基づいた営業の方向性の明確化、総合サービス力を軸とする真に顧客を見た継続的組織行動の展開、顧客ロイヤルティの向上を図るための競争価格モデルの確立とマーケットの要求に応えた商品構成および品揃えの実現などによって、業界屈指の営業力を発揮できる組織への変革を図ります。

b 生産性の向上

従業員一人当たり売上高の前年対比10%向上を目標として、発注の自動化・後方業務の削減などによる店舗業務の省力化、本部一店舗間や本部一地区長間といった組織間の情報流通体制の整備および報告業務等の削減、接客力向上を目的とした教育体系の確立および業績評価制度の改善、PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルの徹底による計画達成度の向上などによって、当社グループの経営効率の一層の改善を図ります。

c コストの削減

仕入原価および経費を各1%削減することを目標に、販売プロセスの見直し、物流の全面的見直し、グループ全体を対象とする経費の全般統制を目的とした専任部門の設置等によって、経営コストの抜本的削減を推進いたします。

d 投資案件の収益基盤確立

出店については採算性を重視した投資回収計画に基づいて立地、規模の標準化を推進していきます。前期に投資した『さくらや』ブランドの主要店舗への展開を図り、シナジー効果を確認していきます。また、既に提携しているサービスサポート関連企業との連携強化、ドラッグストアおよびコンビニエンスストア事業の事業体制確立、ネットビジネス基盤の早期確立を進めてまいります。

e 投下資本の活性化

在庫に関しては、商品別目標管理の導入により投下資本の早期回収を図ります。また、遊休資産に関しては、ドラッグストア事業およびコンビニエンスストア事業展開により資産の活性化を推進してまいります。

f 海外展開の推進

ジャカルタ、ベトナム、韓国など新規マーケットの開拓を推進し、既存6カ国に加えて海外事業の拡大をしてまいります。

ロ 「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」による企業価値・株主共同の利益向上の

取組み

当社では、経営の透明性、効率性を向上させ、株主の立場に立って企業価値を最大化することをコーポレートガバナンスの基本的な方針として、平成12年6月から執行役員制度を導入し、業務執行の責任体制を明確にして、経営力の強化を図ってまいりました。

しかし、家電小売業界におきましては、競合状況がさらに激化し、低価格競争などこれまでにない環境変化の中で厳しさを増しており、さらなるコーポレートガバナンスの強化の必要性があるものと考えております。

具体的には、現状では株主総会の下に取締役会と監査役会、監査室を置くとともに、さらに常務会を設けて、経営課題などを十分に議論し迅速なる意思決定を行う体制を構築しておりますが、当社はその意思決定に対して客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役を新たに選任して、コーポレートガバナンスの強化を図り、企業価値の向上、株主共同の利益向上のために取組んでまいります。具体的には、平成19年5月24日定時株主総会に、社外取締役2名の選任議案を上程し、決議されております。

③ 不適切な者による支配を防止するための取組み

当社は、平成19年4月23日に開催された取締役会において、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為およびこれに類する行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以

下、係る買付行為等を「大規模買付行為」といい、係る買付行為等を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応策(以下、「本対応策」といいます。)を、決定し導入いたしました。

本対応策の有効期間は、平成20年5月に開催予定の定時株主総会の時までとし、以降、本対応策の継続(一部修正した上での継続を含みます。)については定時株主総会の承認を経ることを決議されております。

④ 上記②および③の取組みについての取締役会の判断およびその理由

上記②の取組みは、中期経営計画による企業価値の向上およびコーポレートガバナンスの強化という、いずれももっぱら企業価値・株主共同の利益の維持・向上を目的とし、かつそれに資する内容であることから、これらの取組みは、上記①の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと、当社取締役会は判断しております。

また、上記③の取組みは、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを株主に適切に判断いただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを目的とし、また上記①の基本方針に照らし当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を防止しようとするものであり、そのために必要な手段として大規模買付ルールを定めるものです。また、取締役会の恣意的な判断を防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役等を委員とする独立委員会を設置し、その判断を最大限尊重する等の措置を講じております。これらの理由により、上記③の取組みは、上記①の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと、当社取締役会は判断しております。

(2) 当社株式等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)

① 大規模買付ルールの導入

大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを株主に適切に判断いただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、大規模買付ルールを導入いたします。

なお、大規模買付行為とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、大規模買付者とは係る買付行為を行う者をいいます。

(注) 1 (1) 当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、(2) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

2 (1) 特定株主グループが、注1(1)の記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)または、(2) 特定株主グループが、注1(2)記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計。

議決権割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

3 株券等とは、証券取引法第27条の2第1項または同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

② 大規模買付ルール

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会に

よる一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものであります。その内容は以下のとおりであります。

イ 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役社長宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容等を記載した意向表明書を提出いただきます。

- (イ) 大規模買付者の名称、住所
- (ロ) 設立準拠法
- (ハ) 代表者の氏名
- (ニ) 国内連絡先
- (ホ) 提案する大規模買付行為の概要等

ロ 必要情報の提供

当社は、上記イの意向表明書受領後5営業日以内に、大規模買付者から取締役会に対して、株主の判断および取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりであります。

- (イ) 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- (ロ) 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）
- (ハ) 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容およびその根拠を含みます。）
- (ニ) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (ホ) 大規模買付行為後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ヘ) 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針
- (ト) 大規模買付行為に対する独占禁止法の適用可能性や、大規模買付行為の実行にあたり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠。その他必要な監督官庁の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行にあたり必要な手続の内容および見込み。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、独立委員会の意見を踏まえ、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。大規模買付行為の提案があった事実および取締役会に提供された本必要情報は、株主の判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

ハ 取締役会による評価期間等

大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60営業日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90営業日（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、取締役会は外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主に対し代替案を提示することもあります。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応策

イ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を

考慮の上、判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと、取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

(イ) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

(ロ) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で買付行為を行っている場合

(ハ) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で買付行為を行っている場合

(ニ) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で買付行為を行っている場合

(ホ) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある場合

(ヘ) 大規模買付者の提案する買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、買い付ける株券等の上限の有無その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値・株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切である場合

(ト) 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、取引先等に重大な悪影響を及ぼし、それにより当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれがある場合

(チ) 大規模買付者による買付後の経営方針等が不合理または不適当であったり、コンプライアンスやガバナンスの透明性等の点で重要な問題を生じるおそれがあるため、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく損なわれるおそれがある場合

ロ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、またはその他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

ハ 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本対応策を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役ならびに社外有識者(注4)の中から選任します。

(注) 4 社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

ニ 対抗措置の発動の手続

本対応策においては、上記①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、上記①に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、および上記②に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、まず取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委

員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるかどうか等十分検討したうえで対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

ホ 対抗措置発動の停止等について

なお、上記イまたはロにおいて、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見または勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断したときには、行使期間開始日までの間は、独立委員会の勧告を受けたいと、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後において、当社が無償で新株予約権を取得する方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

ヘ その他大規模買付ルールの運用について

また、大規模買付ルールの運用は、取締役会が適宜決定し行いますが、大規模買付者からの提供情報の十分性等、特に判断に透明性が求められる事項については、取締役会は適宜独立委員会にその意見を求め、それを十分に尊重するものとします。

④ 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続および廃止

平成19年5月24日開催の当社定時株主総会において出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の議決権の過半数のご賛同を得られたことにより、本対応策の有効期間は平成19年5月24日開催の定時株主総会の日から平成20年5月に開催予定の定時株主総会時までとし、以降、本対応策の継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については定時株主総会での承認を経ることとします。

本対応策は、その有効期間中であっても①株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、または②取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、取締役会は、本対応策の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で、本対応策を修正する場合があります。

(3) 補足説明

① 独立委員会の委員

本対応策の導入の際、平成19年5月24日開催の定時株主総会決議された社外取締役中川 勇氏および荒巻常幸氏、ならびに社外監査役篠原 俊氏が、それぞれ導入当初の独立委員会の委員に就任しておりましたが、本対応策の継続を同総会に上程し決議されたため、各氏が引き続き独立委員会の委員を務めることとしております。

② 取締役会評価期間

取締役会評価期間を暦日とするのに比べて長い期間としているのは、当社が店舗網を全国および東アジア地域に広げている中で、国内においては独占禁止法など諸法令の遵守、また海外においては、着々と築き上げてきた海外のパートナーとの信頼関係への影響、さらに、創業以来築き上げてきた国内の各取引先との関係、当社店舗を利用されている消費者の支持、当社の従業員の雇用に対する影響などについて、当社の企業価値の観点から慎重に検討することが必要であるためであります。

③ 株主・投資家に与える影響等

イ 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家が適切な投資判断を行う上での前提と

なるものであり、株主および投資家の利益に資するものであると考えております。

なお、上記(2)③のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なるため、株主および投資家におかれては、大規模買付者の動向に注意が必要であります。

ロ 対抗措置の発動が株主および投資家に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、上記(2)③のとおり、対抗措置をとることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等に従って、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合は、取締役会で別途定めて公告する割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主には、当該割当期日までに名義書換を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については名義書換手続は不要であります。）。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い当該新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者以外の株主は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等に従って、別途お知らせいたします。

割当期日において名義書換未了の株主（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます。）に関しましては、他の株主が当該新株予約権の無償割当てを受け、当該新株予約権の行使によるかあるいはその取得と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主は新株予約権を失います。）を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じず、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

（注）証券取引法は、平成19年9月30日施行の金融商品取引法に改称されております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。なお、当社は、平成19年9月20日開催の取締役会において、(株)ビックカメラ（東京都豊島区）と業務、資本提携を行うことを決議しております。業務、資本提携の詳細については、今後、業務提携推進委員会の協議を経て確定していく予定であります。両者の協議により、以下の事項について推進・検討していくことを基本的に合意しております。

- (1) 修理センター・機能の相互利用
- (2) 物流ネットワーク・サービスの相互利用
- (3) 人材の相互交流
- (4) オリジナル商品の共同開発
- (5) スポーツ、玩具、酒類、寝具等の販売に向けた協力
- (6) 海外事業ノウハウの共有
- (7) 間接材の共同調達
- (8) ポイントカタログの共通利用
- (9) 店舗運営ノウハウの共有

5 【研究開発活動】

特に記載すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

第54期有価証券報告書に記載した「(1)重要な設備の新設等」の福岡県、熊本県および沖縄県の出店予定のうち各1店は、行政手続きの遅れおよび賃貸人の意向により、出店の時期を当下期から翌上期に変更しております。

(2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

区分	地域・事業所名	セグメント	設備内容	取得価額 (百万円)	完成年月
	(国内店舗)				
新築	山鹿店 (熊本県山鹿市)	家電小売	建物及び構築物・保証金	348	19. 5
新築	あらおシティモール店 (熊本県荒尾市)	家電小売	建物及び構築物・保証金	87	19. 6
新築	阿波店 (徳島県阿波市)	家電小売	建物及び構築物・保証金	162	19. 6
新築	New東広島店 (広島県東広島市)	家電小売	建物及び構築物・保証金	477	19. 7
	(海外店舗)				
新築	メガボックス店 (香港)	家電小売	建物及び構築物・保証金	207	19. 6
	合計		—	1,284	—

(3) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等は、次のとおりであります。

区分	地域・事業所名	セグメント	設備内容	投資予定額			着手 予定 年月	完了 予定 年月	年間売上 見込 (百万円)
				総額 (百万円)	既支 払額 (百万円)	今後の 所要 資金 (百万円)			
	(海外店舗)								
新築	台湾 1店舗	家電小売	建物及び構築物・ 保証金	72	—	72	19. 7	19. 9	1,000
新築	シンドネシア 1店舗	家電小売	建物及び構築物・ 保証金	86	—	86	19. 7	19. 9	1,000
新築	シンガポール 1店舗	家電小売	建物及び構築物・ 保証金	130	—	130	19. 9	19.10	2,300
	合計		—	288	—	288	—	—	4,300

(注) 1 上記投資予定額には、賃貸店舗に係る敷金保証金を含めております。

2 上記投資予定額の今後の所要資金288百万円は、自己資金により充当する予定であります。

(4) 重要な設備の除却等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	350,000,000
計	350,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	81,887,830	90,314,830	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	—
計	81,887,830	90,314,830	—	—

- (注) 1 提出日(平成19年11月26日)現在の発行数には、平成19年11月1日から平成19年11月26日までの間に新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。
- 2 平成19年9月20日開催の取締役会決議に基づき、平成19年10月5日に㈱ビックカメラを割当先とする第三者割当増資を行い、新株8,427,000株を発行しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第341条ノ2の規定に基づき円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

	中間会計期間末現在 (平成19年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数(個)	5,475	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,471,631	6,483,893
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき846	1株につき844.4
新株予約権の行使期間	平成16年2月23日～ 平成22年1月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 846(注1) 資本組入額 423(注2)	発行価格 844.4(注3) 資本組入額 423(注2)
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、社債からの分離譲渡はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権付社債の残高(百万円)	5,475	同左

- (注) 1 当初976円でありましたが、転換価格下方修正条項の適用により平成17年5月23日から846円に修正されております。
- 2 転換価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額としております。
- 3 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整されております。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、自己株式数を除く)をいいます。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・} \\
 \text{処分株式} \\
 \text{数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たり} \\
 \text{の発行・処} \\
 \text{分価額}
 \end{array}
 }{
 \text{時価}
 }
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されております。

なお、平成19年10月5日実施の第三者割当増資に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、表中の数値に調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年8月31日	—	81,887	—	28,976	—	13,232

(注) 平成19年9月20日開催の取締役会決議に基づき、平成19年10月5日に㈱ビックカメラを割当先とする第三者割当増資を行っております。発行株式数8,427千株、発行価格677円、資本組入額2,856百万円。

(5) 【大株主の状況】

平成19年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,888	7.19
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	5,100	6.23
株式会社ベスト電器	福岡市博多区千代六丁目2番33号	4,867	5.94
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	3,806	4.65
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	2,718	3.32
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	2,379	2.91
財団法人北田奨学会記念財団	福岡市博多区千代六丁目2番33号	1,750	2.14
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) ISG (常任代理人株式会社三 菱東京UFJ銀行決済事業部)	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	1,627	1.99
松下電器産業株式会社	大阪府門真市門真1006番地	1,573	1.92
株式会社佐賀銀行	佐賀市唐人二丁目7番20号	1,318	1.61
計	—	31,029	37.89

(注) 株式会社ベスト電器の所有株式数4,867千株は自己株式であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,867,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 76,695,500	153,391	—
単元未満株式	普通株式 324,830	—	1単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	81,887,830	—	—
総株主の議決権	—	153,391	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が6,000株(議決権12個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が28株含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数

					の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ベスト電器	福岡市博多区千代六丁目2 番33号	4,867,500	—	4,867,500	5.94
計	—	4,867,500	—	4,867,500	5.94

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	725	747	775	768	753	798
最低(円)	654	648	716	718	676	582

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。
役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (関連企業本部長兼構造改革担当)	常務取締役 (新規事業担当兼購買管理部長)	吉岡英雄	平成19年9月5日
常務取締役 (経営企画本部長兼社長室長兼監査室・コンプライアンス担当)	常務取締役 (経営企画本部長兼監査室・コンプライアンス担当)	浜田 孝	平成19年9月5日
取締役 (ITビジネス推進担当)	取締役 (九州営業部長)	高倉 章	平成19年9月5日
取締役 (新規事業部長)	取締役 (経営企画本部副本部長兼関連事業部長)	堀 雅治	平成19年9月5日

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年3月1日から平成18年8月31日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年3月1日から平成19年8月31日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年3月1日から平成18年8月31日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年3月1日から平成19年8月31日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年3月1日から平成18年8月31日まで)および前中間会計期間(平成18年3月1日から平成18年8月31日まで)の中間連結財務諸表および中間財務諸表について、みずぎ監査法人により中間監査を受け、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年3月1日から平成19年8月31日まで)および当中間会計期間(平成19年3月1日から平成19年8月31日まで)の中間連結財務諸表および中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

なお、当社の会計監査人は次のとおり交代しております。

第54期中間連結会計期間の中間連結財務諸表および第54期中間会計期間の中間財務諸表

みずぎ監査法人

第55期中間連結会計期間の中間連結財務諸表および第55期中間会計期間の中間財務諸表

監査法人トーマツ

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		11,537		12,887		14,072	
2 受取手形及び売掛金	※1	24,859		26,081		24,574	
3 たな卸資産	※4	43,871		49,652		54,669	
4 その他		9,859		11,017		10,362	
貸倒引当金		△74		△83		△50	
流動資産合計		90,053	46.4	99,555	44.7	103,628	46.1
II 固定資産							
1 有形固定資産	※2						
(1) 建物及び構築物	※3 ※4 ※5	38,757		43,419		42,075	
(2) 土地	※4	28,481		31,825		31,821	
(3) その他		4,176	71,416	4,969	80,214	3,709	77,607
2 無形固定資産		584		1,560		1,657	
3 投資その他の資産							
(1) 差入保証金	※4	16,039		26,294		26,274	
(2) その他	※1	16,418		15,071		15,906	
貸倒引当金		△392	32,066	△211	41,154	△415	41,766
固定資産合計		104,066	53.6	122,929	55.3	121,030	53.9
III 繰延資産							
社債発行費		—		36		52	
繰延資産合計		—	—	36	0.0	52	0.0
資産合計		194,119	100.0	222,522	100.0	224,712	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年2月28日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1		27,410		33,999		36,476		
2	※4	29,243		29,332		29,531		
3	※6							
3	※4	7,764		9,723		9,104		
4		6,000		—		—		
5		609		673		500		
6		670		746		667		
7		—		17		25		
8		1,289		3,233		3,098		
9		—		45		—		
10		8,069		10,499		10,830		
		流動負債合計	81,057 41.8	88,270 39.6		90,235 40.2		
II 固定負債								
1		—		12,000		12,000		
2		5,475		5,475		5,475		
3	※4	15,899		26,291		23,623		
4		—		136		—		
5		1,997		337		233		
6		197		—		208		
7		3,043		4,646		4,381		
		固定負債合計	26,611 13.7	48,887 22.0		45,922 20.4		
		負債合計	107,669 55.5	137,157 61.6		136,157 60.6		
(純資産の部)								
I 株主資本								
1		28,976		28,976		28,976		
2		44,999		44,998		44,998		
3		16,280		15,047		16,820		
4		△4,677		△5,644		△5,376		
		株主資本合計	85,579 44.1	83,377 37.5		85,418 38.0		
II 評価・換算差額等								
1		97		△267		212		
2		9		213		131		
		評価・換算差額等合計	107 0.0	△53 △0.0		344 0.2		
III 少数株主持分								
		764	0.4	2,040	0.9	2,791	1.2	
		純資産合計	86,450 44.5	85,364 38.4		88,554 39.4		
		負債純資産合計	194,119 100.0	222,522 100.0		224,712 100.0		

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			175,391	100.0		209,062	100.0		368,979	100.0
II 売上原価			138,574	79.0		163,048	78.0		293,502	79.5
売上総利益			36,816	21.0		46,013	22.0		75,476	20.5
III 販売費及び一般管理費	※1		34,996	20.0		45,597	21.8		73,395	19.9
営業利益			1,820	1.0		415	0.2		2,081	0.6
IV 営業外収益										
1 受取利息		84			77			178		
2 受取配当金		17			37			24		
3 受取家賃		320			407			685		
4 販促協力金等		58			51			136		
5 その他		418	898	0.5	470	1,044	0.5	894	1,919	0.5
V 営業外費用										
1 支払利息		491			754			1,141		
2 閉鎖店舗賃借料		76			79			140		
3 その他		172	740	0.4	174	1,007	0.5	377	1,659	0.4
経常利益			1,978	1.1		451	0.2		2,340	0.6
VI 特別利益										
1 固定資産売却益	※2	12			13			159		
2 投資有価証券売却益		30			27			172		
3 貸倒引当金戻入益		—			221			—		
4 退職給付引当金戻入益		—			—			1,342		
5 預り保証金償却益		—			496			—		
6 退店等補償金		54			—			81		
7 その他		66	163	0.1	7	765	0.4	179	1,935	0.5
VII 特別損失										
1 固定資産除却損	※3	156			252			405		
2 減損損失	※4	177			143			479		
3 リコール損失引当金繰入額		—			45			—		
4 リコール損失		—			64			—		
5 商品評価損		—			—			138		
6 その他		148	482	0.3	45	551	0.3	93	1,117	0.3
税金等調整前中間 (当期)純利益			1,658	0.9		665	0.3		3,159	0.9
法人税、住民税 及び事業税		413			465			453		
法人税等調整額		311	725	0.4	716	1,181	0.6	1,432	1,886	0.5
少数株主損失			24	0.0		753	0.4		225	0.1
中間(当期)純利益			957	0.5		237	0.1		1,497	0.4

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年2月28日残高(百万円)	28,976	44,999	17,755	△3,960	87,770
中間連結会計期間中の変動額					
利益処分による剰余金の配当			△2,377		△2,377
利益処分による役員賞与			△55		△55
中間純利益			957		957
自己株式の取得				△717	△717
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)			△1,474	△717	△2,191
平成18年8月31日残高(百万円)	28,976	44,999	16,280	△4,677	85,579

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年2月28日残高(百万円)	41	△4	37	819	88,627
中間連結会計期間中の変動額					
利益処分による剰余金の配当					△2,377
利益処分による役員賞与					△55
中間純利益					957
自己株式の取得					△717
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	55	14	70	△55	14
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	55	14	70	△55	△2,177
平成18年8月31日残高(百万円)	97	9	107	764	86,450

当中間連結会計期間(自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年2月28日残高(百万円)	28,976	44,998	16,820	△5,376	85,418
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△1,386		△1,386
中間純利益			237		237
自己株式の取得				△8	△8
新規連結に伴う剰余金の減少高			△623		△623
新規連結子会社が保有する親会社株式				△259	△259
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)			△1,773	△267	△2,041
平成19年8月31日残高(百万円)	28,976	44,998	15,047	△5,644	83,377

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年2月28日残高(百万円)	212	131	344	2,791	88,554

中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△1,386
中間純利益					237
自己株式の取得					△8
新規連結に伴う剰余金の減少高					△623
新規連結子会社が保有する親会社株式					△259
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△480	81	△398	△750	△1,148
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△480	81	△398	△750	△3,189
平成19年8月31日残高(百万円)	△267	213	△53	2,040	85,364

前連結会計年度(自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年2月28日残高(百万円)	28,976	44,999	17,755	△3,960	87,770
連結会計年度中の変動額					
利益処分による利益配当			△2,377		△2,377
利益処分による役員賞与			△55		△55
当期純利益			1,497		1,497
自己株式の取得				△1,419	△1,419
自己株式の処分		△1		3	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計(百万円)		△1	△934	△1,416	△2,352
平成19年2月28日残高(百万円)	28,976	44,998	16,820	△5,376	85,418

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年2月28日残高(百万円)	41	△4	37	819	88,627
連結会計年度中の変動額					
利益処分による利益配当					△2,377
利益処分による役員賞与					△55
当期純利益					1,497
自己株式の取得					△1,419
自己株式の処分					1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	171	136	307	1,971	2,279
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	171	136	307	1,971	△73
平成19年2月28日残高(百万円)	212	131	344	2,791	88,554

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書
		(自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	(自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	(自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間(当期)純利益		1,658	665	3,159
2 減価償却費		1,677	1,912	3,557
3 減損損失		177	143	479
4 社債発行費の償却額		—	15	10
5 連結調整勘定償却額		2	—	—
6 のれん償却額		—	55	31
7 持分法投資損益(益:△)		23	△28	92
8 貸倒引当金の増減額(減少:△)		△4	49	△24
9 賞与引当金の増減額(減少:△)		132	76	109
10 役員賞与引当金の増減額 (減少:△)		—	△7	25
11 ポイント引当金の増減額 (減少:△)		125	122	△327
12 退職給付引当金戻入益		—	—	△1,342
13 退職給付引当金の増減額 (減少:△)		92	103	△328
14 役員退職慰労引当金の増減額 (減少:△)		△18	△208	△6
15 受取利息及び受取配当金		△101	△115	△202
16 支払利息		491	754	1,141
17 為替差損益(差益:△)		△2	74	△4
18 投資有価証券売却損益(益:△)		△30	△27	△172
19 貸倒引当金戻入益		—	△221	—
20 預り保証金償却益		—	△496	—
21 固定資産売却損益(益:△)		△12	△13	△159
22 固定資産除却損		156	252	405
23 リコール損失引当金繰入額		—	45	—
24 リコール損失		—	64	—
25 商品評価損		—	—	138
26 売上債権の増減額(増加:△)		△461	△888	1,001
27 たな卸資産の増減額(増加:△)		3,135	5,221	△1,190
28 仕入債務の増減額(減少:△)		△3,117	△2,762	△71
29 未払消費税等の増減額 (減少:△)		△264	6	△109
30 役員賞与の支払額		△53	—	△53
31 その他		△1,003	△1,633	2,117
小計		2,602	3,161	8,273
32 利息及び配当金の受取額		103	114	181
33 利息の支払額		△388	△764	△1,135
34 法人税等の支払額		△262	△304	△422
営業活動による キャッシュ・フロー		2,055	2,206	6,897

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書
		(自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	(自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	(自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 定期預金の預入による支出		△194	△524	△211
2 定期預金の払戻による収入		12	541	24
3 固定資産取得による支出		△4,807	△4,203	△6,297
4 固定資産売却による収入		61	127	753
5 固定資産除却による支出		△126	△163	△293
6 投資有価証券の取得による支出		△3,756	△1,509	△4,326
7 投資有価証券の売却による収入		796	594	5,834
8 新規連結子会社の 取得による支出		—	—	△2,134
9 連結子会社の除外による支出		△293	—	△293
10 営業の一部譲渡による収入		2,095	—	2,095
11 長期貸付金の貸付による支出		△12	△5	△17
12 長期貸付金の回収による収入		145	103	559
13 敷金保証金の差入による支出		△666	△489	△1,354
14 敷金保証金の返還による収入		713	518	1,688
15 その他の投資による支出		△334	△149	△1,035
投資活動による キャッシュ・フロー		△6,368	△5,160	△5,007
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 短期借入金を増減額(減少:△)		1,147	△198	△5,585
2 長期借入金の借入による収入		10,000	8,000	16,000
3 長期借入金の返済による支出		△3,091	△4,712	△11,476
4 社債発行による収入		—	—	11,936
5 社債償還による支出		—	—	△6,000
6 少数株主による株式払込収入		367	—	374
7 自己株式の売却による収入		0	—	1
8 自己株式の取得による支出		△717	△8	△1,419
9 配当金の支払額		△2,372	△1,385	△2,377
10 少数株主に対する配当金 の支払額		△8	△8	△8
財務活動による キャッシュ・フロー		5,326	1,686	1,446
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		12	25	208
V 現金及び現金同等物の増減額 (減少:△)		1,025	△1,243	3,544
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		10,303	13,848	10,303
VII 新規連結による現金及び現金 同等物の増加額		—	67	—
VIII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		11,329	12,672	13,848

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
<p>1 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 12社 主要な連結子会社の名称 株式会社ベストサービス 株式会社ベストクレジットサービス BEST DENKI (SINGAPORE) PTE. LTD. なお、株式会社ベストゲオは、平成18年7月1日に中間連結財務諸表提出会社が保有の同社株式の一部を株式会社ベストゲオへ売却したため、当中間連結会計期間首から連結の範囲より除いております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 株式会社ビー・ピー・シー 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社1社は、その総資産、売上高、中間純損益および利益剰余金(持分に見合う額)等からみてもいずれも小規模会社であり、かつ、全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社数は、該当ありません。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 19社 主要な連結子会社の名称 株式会社ベストサービス 株式会社ベストクレジットサービス BEST DENKI (SINGAPORE) PTE. LTD. 株式会社くらや 株式会社ベストバックサービス なお、(有)ベストバックサービスは、中間連結財務諸表提出会社との資本関係は準に基き、当中間連結会計期間首から連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 同左 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社2社は、その総資産、売上高、中間純損益および利益剰余金(持分に見合う額)等からみてもいずれも小規模会社であり、かつ、全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 (1) 同左</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 18社 主要な連結子会社の名称 株式会社ベストサービス 株式会社ベストクレジットサービス BEST DENKI (SINGAPORE) PTE. LTD. 株式会社くらや 株式会社ベストゲオは、平成18年7月1日に連結財務諸表提出会社が保有の同社株式の一部を株式会社ベストゲオへ売却したため、当中間連結会計年度首から連結の範囲より除いております。 また、BEST DENKI KOREA CO., LTD. および株式会社ベストファミリーは、平成18年10月10日および平成18年10月13日に連結財務諸表提出会社の子会社として設立し、株式会社Olympic&Bestは、平成18年10月27日に連結財務諸表提出会社が一部出資して設立した後、平成19年1月19日に株式会社Olympicから同社株式の一部を追加取得して子会社とし、株式会社くらやは、平成18年12月1日に連結財務諸表提出会社が同社の第三者割当増資を引受けて子会社とし、株式会社インターコンプは、平成19年2月28日に連結財務諸表提出会社が同社株式の一部を住友商事株式会社から追加取得して子会社とし、BEST DENKI DIGITAL PTE. LTD. は、平成18年10月13日に連結子会社のBEST DENKI (SINGAPORE) PTE. LTD. の子会社として設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 同左 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社2社は、その総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金(持分に見合う額)等からみてもいずれも小規模会社であり、かつ、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 (1) 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
<p>(2) 持分法適用の関連会社数2社 主要な持分法適用会社の名称 株式会社ストリーム 株式会社ベストゲオ なお、株式会社ベストゲオは、平成18年7月1日に中間連結財務諸表提出会社が保有の同社株式の一部を株式会社ベストゲオへ売却したため、当中間連結会計期間首から持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の主要な会社等の名称 株式会社ビー・ピー・シー</p>	<p>(2) 持分法適用の関連会社数4社 主要な持分法適用会社の名称 株式会社ストリーム 株式会社ベストゲオ 株式会社ブライム なお、株式会社ブライムは、平成19年4月12日に新たに株式を取得したことから、当中間連結会計期間より持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の主要な会社等の名称 株式会社ビー・ピー・シー</p>	<p>(2) 持分法適用の関連会社数3社 主要な持分法適用会社の名称 株式会社ストリーム 株式会社ベストゲオ 株式会社ベストゲオは、平成18年7月1日に連結財務諸表提出会社が保有の同社株式の一部を株式会社ベストゲオへ売却したため、当中間連結会計年度首から持分法の適用範囲に含めております。また、BESTHI MARKET CO., LTD. は平成18年10月10日に新たに株式を取得したことから、当中間連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の主要な会社等の名称 同左</p>

<p>欄インターコンプ 持分法を適用していない理由 持分法非適用会社は、それ ぞれ中間純損益および利益 剰余金等に及ぼす影響が軽 微であり、かつ、全体として 重要性がないため、持分法 の適用から除外しております。</p> <p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、BEST DENKI (SINGAPORE) PTE. LTD.、HONG KONG BEST DENKI CO., LTD.、BEST DENKI MALAYSIA SDN. BHD.、倍適得電器股份有限公司およびPT. BESTDENKI INDONESIAの中間会計期間の末日は、6月30日であります。 中間連結財務諸表の作成に当たっては同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。 その他の連結子会社の中間会計期間の末日は、すべて8月31日であります。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券 その他有価証券の時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>持分法を適用していない理由 持分法非適用会社2社は、それぞれ中間純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p> <p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、BEST DENKI (SINGAPORE) PTE. LTD.、HONG KONG BEST DENKI CO., LTD.、BEST DENKI MALAYSIA SDN. BHD.、倍適得電器股份有限公司、PT. BESTDENKI INDONESIA、BEST DENKI DIGITAL PTE. LTD.およびBEST DENKI KOREA CO., LTD.の中間会計期間の末日は、6月30日であります。 中間連結財務諸表の作成に当たっては同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。 その他の連結子会社の中間会計期間の末日は、すべて8月31日であります。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券 同左</p>	<p>持分法を適用していない理由 持分法非適用会社2社は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、BEST DENKI (SINGAPORE) PTE. LTD.、HONG KONG BEST DENKI CO., LTD.、BEST DENKI MALAYSIA SDN. BHD.、倍適得電器股份有限公司、PT. BESTDENKI INDONESIA、BEST DENKI DIGITAL PTE. LTD.およびBEST DENKI KOREA CO., LTD.の事業年度の末日は、12月31日であります。 連結財務諸表の作成に当たっては同日現在の財務諸表を使用し、連結会計年度との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。 その他の連結子会社の事業年度の末日は、すべて2月28日であります。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券 その他有価証券の時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>
<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)</p>
<p>(ロ) たな卸資産 ① 商品 主として移動平均法による原価法 ただし、AVソフト、書籍等一部の商品は先価還元法による原価法によりしております。 ② 販売用不動産 個別法による原価法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (イ) 有形固定資産 建物および店舗造作 定額法 建物および店舗造作以外の有形固定資産 主として定率法 なお、耐用年数および残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 (ロ) 無形固定資産 定額法 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法を採用しております。 (ハ) 投資その他の資産 長期前払費用 定額法 (3) 重要な繰延資産の処理方法 (4) 重要な引当金の計上基準 (イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ</p>	<p>(ロ) デリバティブ 時価法 (ハ) たな卸資産 ① 商品 同左 ② 販売用不動産、仕掛販売用不動産 個別法による原価法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (イ) 有形固定資産 建物および店舗造作 主として旧定額法 建物および店舗造作以外の有形固定資産 主として旧定率法 なお、耐用年数および残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 (ロ) 無形固定資産 同左 (ハ) 投資その他の資産 同左 (3) 重要な繰延資産の処理方法 社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。 (4) 重要な引当金の計上基準 (イ) 貸倒引当金 同左</p>	<p>(ロ) デリバティブ 同左 (ハ) たな卸資産 ① 商品 同左 ② 販売用不動産 個別法による原価法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (イ) 有形固定資産 建物および店舗造作 主として定額法 建物および店舗造作以外の有形固定資産 主として定率法 なお、耐用年数および残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 (ロ) 無形固定資産 同左 (ハ) 投資その他の資産 同左 (3) 重要な繰延資産の処理方法 同左 (4) 重要な引当金の計上基準 (イ) 貸倒引当金 同左</p>

<p>り、貸倒懸念債権等特定の債権につい いては個別に回収可能性を勘 案し、回収不能見積額を加 えて計上しております。</p> <p>(ロ)賞与引当金 従業員に対して支給する に充てるため、当連結会 計期間のうちに賞与支 給額を計上しております。</p>	<p>(ロ)賞与引当金 同左</p> <p>(ハ)役員賞与引当金 役員に対して支給する に充てるため、当連結 会計期間のうちに賞与 支給額を計上しております。</p>	<p>(ロ)賞与引当金 従業員に対して支給する に充てるため、当連結 会計期間のうちに賞与 支給額を計上しております。</p> <p>(ハ)役員賞与引当金 役員に対して支給する に充てるため、当連結 会計期間のうちに賞与 支給額を計上しております。</p>
---	---	--

前中間連結会計期間 (自 平成18年 3月 1日 至 平成18年 8月 31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月 31日)	前連結会計年度 (自 平成18年 3月 1日 至 平成19年 2月 28日)
<p>(ハ)ポイント引当金 顧客に付与されたポイント の使用による費用発生に 備えるため、当連結会 計期間末におさまる額 を計上しております。</p> <p>(ニ)退職給付引当金 従業員の退職給付に備 えるため、当連結会計 年度末における退職給 付債務の見込額に基づ き、当連結会計期間末 におさまる額を計上 しております。計基準 変更時差額は15年 定額を超過する勤務 発生時の一括償却 は、その発生時に差 異は、連結会計年度 の平均残存勤務期 間内一定額を法に 基づき計上しております。</p>	<p>(三)ポイント引当金 同左</p> <p>(ホ)リコール損失引当金 リコール商品の回収、返 金に伴う損失に備える ため、当該見込額を計 上しております。 (追加情報) 平成15年から販売して いたハログエンターに おいて、破裂または火 災事故が発生したこと により、平成19年5 月から商品の回収を 行っているため、将来 の損失見込額を引当 金として計上して おります。 (ヘ)販売商品保証引当金 販売商品のアフターサ ービスに対する費用支 出に備えるため、保証 期間内のサービス費 用見込額を過去の 実績を基礎として計 上しております。 (追加情報) 販売商品の保証につ いて、保険契約の先 を一部の商品は一定 期間におとすこと を自社保証を行うこ とを費用として計上 しております。 (ト)退職給付引当金 同左</p> <p>(ホ)退職給付引当金 従業員の退職給付に備 えるため、当連結会計 年度末における退職給 付債務の見込額に基づ き、当連結会計年度末 におさまる額を計上 しております。計基準 変更時差額は15年 定額を超過する勤務 発生時の一括償却 は、その発生時に差 異は、連結会計年度 の平均残存勤務期 間内一定額を法に 基づき計上しております。</p>	<p>(三)ポイント引当金 顧客に付与されたポイント の使用による費用発生に 備えるため、当連結会 計期間末におさまる額 を計上しております。</p> <p>(ホ)退職給付引当金 従業員の退職給付に備 えるため、当連結会計 年度末における退職給 付債務の見込額に基づ き、当連結会計年度末 におさまる額を計上 しております。計基準 変更時差額は15年 定額を超過する勤務 発生時の一括償却 は、その発生時に差 異は、連結会計年度 の平均残存勤務期 間内一定額を法に 基づき計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 3月 1日	当中間連結会計期間 (自 平成19年 3月 1日	前連結会計年度 (自 平成18年 3月 1日
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------

至 平成18年 8月31日)	至 平成19年 8月31日)	至 平成19年 2月28日)
<p>(ホ) 役員退職慰労引当金 中間連結財務諸表提出会社は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき中間連結会計期末支給額を計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理を採用しております。</p> <p>(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：金利スワップ取引 ヘッジ対象：借入金</p> <p>(ハ)ヘッジ方針 金利の変動による大きな損失を回避する目的で金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>(ニ)ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式</p> <p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動についての僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。</p>	<p>—————</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たすものは特例処理を採用しております。</p> <p>(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(ハ)ヘッジ方針 同左</p> <p>(ニ)ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p> <p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>(追加情報) 連結財務諸表提出会社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年2月に退職金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行し、等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。これにより特別利益に1,342百万円を計上しております。</p> <p>(ヘ) 役員退職慰労引当金 中間連結財務諸表提出会社は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき期末支給額を計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(ハ)ヘッジ方針 同左</p> <p>(ニ)ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p> <p>5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動についての僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。</p>

会計方針の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年 3月 1日 至 平成18年 8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年 3月 1日 至 平成19年 2月28日)
—————	—————	(役員賞与に関する会計基準の適用) 当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年11月29日企業会計基準第4号)を適用しております。これにより営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は25百万円減少しております。
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用) 当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号、平成17年12月9日)および「貸借対照	—————	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用) 当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準第5号)お

<p>表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は85,686百万円であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>よび「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は85,763百万円であります。</p>	
--	--	--

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
—————	<p>(役員退職慰勞引当金) 会社は、役員退職慰勞引当金を、役員退職慰勞引当金の支給に充てるため支給内規に基づき要支給額を計上しておりましたが、平成19年4月23日開催の取締役会において平成19年5月24日開催の定時株主総会終了の時をもって役員退職慰勞引当金を廃止することを決議し、総会で承認されました。これに伴い役員退職慰勞引当金を全額取り崩し、当中間連結会計期間末における未払債額208百万円については、固定負債の「その他」に計上しております。</p>	—————

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

	前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)	前連結会計年度末 (平成19年2月28日)
※1	<p>連結子会社の㈱ベストクレジットサービスで行われた債権の流動化に伴い、当中間連結会計期間末において、「受取手形及び売掛金」4,389百万円がオフバランスとなっております。</p> <p>また、債権の流動化に伴い保有した信託受益権は、当中間連結会計期間末において「投資その他の資産」の「その他」に2,369百万円含めて表示しております。</p>	<p>連結子会社の㈱ベストクレジットサービスで行われた債権の流動化に伴い、当中間連結会計期間末において、「受取手形及び売掛金」3,442百万円がオフバランスとなっております。</p> <p>また、債権の流動化に伴い保有した信託受益権は、当中間連結会計期間末において「投資その他の資産」の「その他」に2,627百万円含めて表示しております。</p>	<p>連結子会社の㈱ベストクレジットサービスで行われた債権の流動化に伴い、当連結会計年度末において、「受取手形及び売掛金」3,930百万円がオフバランスとなっております。</p> <p>また、債権の流動化に伴い保有した信託受益権は、当連結会計年度末において「投資その他の資産」の「その他」に2,590百万円含めて表示しております。</p>
※2	有形固定資産の減価償却累計額 33,805百万円	有形固定資産の減価償却累計額 38,549百万円	有形固定資産の減価償却累計額 37,519百万円
※3	「建物及び構築物」には、店舗造作が含まれております。	同左	同左
※4	<p>担保に供している資産</p> <p>建物及び構築物 1,593 百万円 土地 5,023 計 6,617</p> <p>上記に対応する債務 長期借入金 3,000 百万円 (一年以内返済予定額を含む)</p>	<p>担保に供している資産</p> <p>たな卸資産 3,968 百万円 建物及び構築物 2,349 土地 6,264 差入保証金 9,005 計 21,587</p> <p>上記に対応する債務 短期借入金 4,500 百万円 長期借入金 9,814 (一年以内返済予定額を含む)</p>	<p>担保に供している資産</p> <p>たな卸資産 4,643 百万円 建物及び構築物 3,806 土地 6,271 差入保証金 10,261 計 24,982</p> <p>上記に対応する債務 短期借入金 3,000 百万円 長期借入金 9,974 (一年以内返済予定額を含む)</p>

※5		所有権留保資産 店舗建物の一部については、セール・アンドリースバック取引で所有権が契約先に留保されており、その代金の未払額は693百万円です。	
※6	中間連結財務諸表提出会社は、運転資金の効率的調達を行うため、取引銀行8行(㈱三菱東京UFJ銀行、㈱西日本シティ銀行、㈱佐賀銀行、中央三井信託銀行(株)、㈱三井住友銀行、㈱南日本銀行、㈱伊予銀行、㈱鹿児島銀行)と特定融資枠契約(シンジケーション方式によるコミットメントライン)を締結しております。 当中間連結会計期間末における当契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。 特定融資枠契約 15,600百万円 借入金実行残高 12,000 差引額 3,600	中間連結財務諸表提出会社は、運転資金の効率的調達を行うため、取引銀行8行(㈱三菱東京UFJ銀行、㈱西日本シティ銀行、㈱佐賀銀行、中央三井信託銀行(株)、㈱三井住友銀行、㈱南日本銀行、㈱伊予銀行、㈱鹿児島銀行)と特定融資枠契約(シンジケーション方式によるコミットメントライン)を締結しております。 当中間連結会計期間末における当契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。 特定融資枠契約 15,600百万円 借入金実行残高 4,000 差引額 11,600	連結財務諸表提出会社は、運転資金の効率的調達を行うため、取引銀行8行(㈱三菱東京UFJ銀行、㈱西日本シティ銀行、㈱佐賀銀行、中央三井信託銀行(株)、㈱三井住友銀行、㈱南日本銀行、㈱伊予銀行、㈱鹿児島銀行)と特定融資枠契約(シンジケーション方式によるコミットメントライン)を締結しております。 当連結会計年度末における当契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。 特定融資枠契約 15,600百万円 借入金実行残高 8,000 差引額 7,600

	前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)	前連結会計年度末 (平成19年2月28日)
※6		連結子会社の㈱さくらやは、運転資金の効率的調達を行うため、㈱三菱東京UFJ銀行とシンジケーション式クレジットファシリテイ契約(貸出コミットメント契約)を締結しております。 当中間連結会計期間末における当契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総枠 5,600百万円 借入金実行残高 4,500 差引額 1,100	連結子会社の㈱さくらやは、運転資金の効率的調達を行うため、㈱三菱東京UFJ銀行とシンジケーション式クレジットファシリテイ契約(貸出コミットメント契約)を締結しております。 当連結会計年度末における当契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総枠 6,000百万円 借入金実行残高 3,000 差引額 3,000
保証債務等	金融機関からの借入に対する経営指導念書の差入 (㈱泰陽商事 保証金額 919百万円)	金融機関からの借入に対する経営指導念書の差入 (㈱泰陽商事 保証金額1,444百万円)	金融機関からの借入に対する経営指導念書の差入 (㈱泰陽商事 保証金額1,458百万円)

(中間連結損益計算書関係)

	前中間連結会計期間 (自平成18年3月1日 至平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年3月1日 至平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)
※1	販売費及び一般管理費の主要な科目 広告宣伝費 2,845百万円 ポイント引当金繰入額 1,289 貸倒引当金繰入額 5 給料手当 10,877 賞与引当金繰入額 670 退職給付費用 437 役員退職慰労引当金繰入額 11 賃借料 4,756 減価償却費 1,668	販売費及び一般管理費の主要な科目 広告宣伝費 3,205百万円 ポイント引当金繰入額 3,233 貸倒引当金繰入額 15 給料手当 12,760 賞与引当金繰入額 746 役員賞与引当金繰入額 17 退職給付費用 518 賃借料 6,650 減価償却費 1,901	販売費及び一般管理費の主要な科目 広告宣伝費 5,234百万円 ポイント販促費 838 ポイント引当金繰入額 3,098 貸倒引当金繰入額 24 給料手当 22,632 賞与引当金繰入額 667 役員賞与引当金繰入額 25 退職給付費用 940 役員退職慰労引当金繰入額 23 賃借料 10,310 減価償却費 3,534
※2	固定資産売却益は、主に閉鎖店舗土地売却による12百万円です。	固定資産売却益は、主に閉鎖店舗土地売却による11百万円です。	固定資産売却益は、主に㈱さくらやの土地売却による122百万円です。
	固定資産除却損の内訳は、次のとおりです。	固定資産除却損の内訳は、次のとおりです。	固定資産除却損の内訳は、次のとおりです。

[次へ](#)

	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
※4	4 回収可能価額の算定方法等 回収可能価額の算定に当たっては、土地については、資産の重要性を勘案し主として路線価を基に算定した正味売却価額によっております。	4 回収可能価額の算定方法等 同左	4 回収可能価額の算定方法等 回収可能価額の算定に当たっては、土地については、資産の重要性を勘案し主として路線価を基に算定しております。また、土地を除く資産につきましては、使用価値により測定しており、将来キャッシュフローを5.7%の割引率で割り引いて算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	163,775	—	81,887	81,887

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

平成18年8月4日付で2株を1株に株式併合したことによる減少 81,887千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	5,283	1,484	2,974	3,793

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 21千株

会社法第165条第2項の規定に基づく自己株式の取得 1,463千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 496株

平成18年8月4日付で2株を1株に株式併合したことによる減少 2,974千株

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年5月25日 定時株主総会	普通株式	2,377	15	平成18年2月28日	平成18年5月26日

(2) 当中間連結会計期間の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	81,887	—	—	81,887

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	4,855	12	—	4,867

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 12千株

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月24日 定時株主総会	普通株式	1,386	18	平成19年2月28日	平成19年5月25日

(2) 当中間連結会計期間の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	163,775	—	81,887	81,887

（変動事由の概要）

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

平成18年8月4日付で2株を1株に株式併合したことによる減少 81,887千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	5,283	2,549	2,977	4,855

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 36千株

会社法第165条第2項の規定に基づく自己株式の取得 2,513千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 3千株

平成18年8月4日付で2株を1株に株式併合したことによる減少 2,974千株

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年5月25日 定時株主総会	普通株式	2,377	15	平成18年2月28日	平成18年5月26日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,386	18	平成19年2月28日	平成19年5月25日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年8月31日現在)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年8月31日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年2月28日現在)
現金及び預金勘定 11,537百万円	現金及び預金勘定 12,887百万円	現金及び預金勘定 14,072百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 $\Delta 208$	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 $\Delta 214$	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 $\Delta 224$
現金及び現金同等物 11,329	現金及び現金同等物 12,672	現金及び現金同等物 13,848

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 3月 1日 至 平成18年 8月 31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月 31日)	前連結会計年度 (自 平成18年 3月 1日 至 平成19年 2月 28日)																																																												
(借手側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	(借手側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	(借手側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>什器備品</td> <td>10,930</td> <td>6,556</td> <td>859</td> <td>3,515</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,944</td> <td>6,559</td> <td>859</td> <td>3,526</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	13	3	—	10	什器備品	10,930	6,556	859	3,515	合計	10,944	6,559	859	3,526	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>什器備品</td> <td>10,792</td> <td>7,371</td> <td>853</td> <td>2,566</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,808</td> <td>7,377</td> <td>853</td> <td>2,576</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	16	5	—	10	什器備品	10,792	7,371	853	2,566	合計	10,808	7,377	853	2,576	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>什器備品</td> <td>10,921</td> <td>6,919</td> <td>853</td> <td>3,148</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,935</td> <td>6,924</td> <td>853</td> <td>3,157</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	13	4	—	9	什器備品	10,921	6,919	853	3,148	合計	10,935	6,924	853	3,157
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																										
車両運搬具	13	3	—	10																																																										
什器備品	10,930	6,556	859	3,515																																																										
合計	10,944	6,559	859	3,526																																																										
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																										
車両運搬具	16	5	—	10																																																										
什器備品	10,792	7,371	853	2,566																																																										
合計	10,808	7,377	853	2,576																																																										
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																										
車両運搬具	13	4	—	9																																																										
什器備品	10,921	6,919	853	3,148																																																										
合計	10,935	6,924	853	3,157																																																										
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,632百万円 1年超 2,903 合計 4,535 リース資産減損勘定 635百万円 中間期末残高	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,532百万円 1年超 1,750 合計 3,282 リース資産減損勘定 453百万円 中間期末残高	(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 1,689百万円 1年超 2,340 合計 4,029 リース資産減損勘定 565百万円 期末残高																																																												
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 ① 支払リース料 948百万円 ② リース資産減損勘定取崩額 137百万円 ③ 減価償却費相当額 675百万円 ④ 支払利息相当額 118百万円 ⑤ 減損損失 7百万円	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 ① 支払リース料 951百万円 ② リース資産減損勘定取崩額 118百万円 ③ 減価償却費相当額 694百万円 ④ 支払利息相当額 83百万円 ⑤ 減損損失 7百万円	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 ① 支払リース料 1,909百万円 ② リース資産減損勘定取崩額 284百万円 ③ 減価償却費相当額 1,381百万円 ④ 支払利息相当額 221百万円 ⑤ 減損損失 78百万円																																																												
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ① 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ② 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産計上額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ① 減価償却費相当額の算定方法 同左 ② 利息相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ① 減価償却費相当額の算定方法 同左 ② 利息相当額の算定方法 同左																																																												
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 1百万円 1年超 4 合計 5	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 275百万円 1年超 108 合計 384	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 1百万円 1年超 3 合計 5																																																												

前中間連結会計期間 (自 平成18年 3月 1日 至 平成18年 8月 31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月 31日)	前連結会計年度 (自 平成18年 3月 1日 至 平成19年 2月 28日)
(貸手側)	(貸手側)	(貸手側)

<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>中間 期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>什器 備品</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高および見積残存価額のうち中間期末残高合計額が営業債権の中間期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 受取リース料及び減価償却費</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 受取リース料</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>② 減価償却費</td> <td>2百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間 期末残高 (百万円)	什器 備品	16	14	1	1年内	2百万円	合計	2	① 受取リース料	2百万円	② 減価償却費	2百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <hr/> <p>受取リース料及び減価償却費</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 受取リース料</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>② 減価償却費</td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(減損損失について) 同左</p>	① 受取リース料	0百万円	② 減価償却費	0百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>什器 備品</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高および見積残存価額の期末残高合計額が営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 受取リース料及び減価償却費</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 受取リース料</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>② 減価償却費</td> <td>3百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	什器 備品	12	12	0	1年内	0百万円	合計	0	① 受取リース料	4百万円	② 減価償却費	3百万円
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間 期末残高 (百万円)																																			
什器 備品	16	14	1																																			
1年内	2百万円																																					
合計	2																																					
① 受取リース料	2百万円																																					
② 減価償却費	2百万円																																					
① 受取リース料	0百万円																																					
② 減価償却費	0百万円																																					
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																			
什器 備品	12	12	0																																			
1年内	0百万円																																					
合計	0																																					
① 受取リース料	4百万円																																					
② 減価償却費	3百万円																																					

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年8月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	4,604	4,767	163
計	4,604	4,767	163

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額
その他有価証券

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	146

(注) 減損処理を行い、投資有価証券評価損13百万円を計上しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

当中間連結会計期間末(平成19年8月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	4,057	3,604	△452
計	4,057	3,604	△452

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額
その他有価証券

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	162

(注) 減損処理を行い、投資有価証券評価損2百万円を計上しております。

前連結会計年度末(平成19年2月28日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	3,417	3,773	356
計	3,417	3,773	356

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額
その他有価証券

内容	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	178

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)

当社および連結子会社は、金利スワップ取引を行っておりますが、ヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いており、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)および前連結会計年度(自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)			前連結会計年度末 (平成19年2月28日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金利	金利キャップ取引	425	0	0	771	0	0
	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	2,080	△23	△23	2,280	△36	△36
	合計	2,505	△23	△23	3,051	△36	△36

(注) 1 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示される価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年3月1日 至平成18年8月31日)

	家電小売 (百万円)	家電卸売 (百万円)	クレ ジット (百万円)	サービス (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	146,357	23,980	1,567	2,425	1,059	175,391	—	175,391
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	16,408	44	5,753	1,892	24,098	(24,098)	—
計	146,357	40,388	1,611	8,179	2,952	199,490	(24,098)	175,391
営業費用	144,831	39,516	984	7,877	3,226	196,437	(22,866)	173,570
営業利益(△は営業損失)	1,526	871	627	301	△273	3,052	(1,232)	1,820

当中間連結会計期間(自平成19年3月1日 至平成19年8月31日)

	家電小売 (百万円)	家電卸売 (百万円)	クレ ジット (百万円)	サービス (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	179,985	23,522	1,454	2,388	1,711	209,062	—	209,062
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	69	34,491	23	5,573	2,690	42,848	(42,848)	—
計	180,054	58,014	1,477	7,961	4,401	251,910	(42,848)	209,062
営業費用	179,774	57,122	875	7,863	4,439	250,075	(41,428)	208,646
営業利益(△は営業損失)	279	892	602	98	△37	1,834	(1,419)	415

前連結会計年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)

	家電小売 (百万円)	家電卸売 (百万円)	クレ ジット (百万円)	サービス (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	303,857	52,235	3,114	5,968	3,804	368,979	—	368,979
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	41,257	78	8,918	3,910	54,165	(54,165)	—
計	303,857	93,492	3,192	14,886	7,715	423,144	(54,165)	368,979
営業費用	301,955	91,629	2,024	14,973	7,968	418,550	(51,652)	366,898
営業利益(△は営業損失)	1,902	1,863	1,168	△86	△253	4,593	(2,512)	2,081

(注) 1 事業区分は、商品等の種類・性質および販売方法を考慮し、家電小売、家電卸売、クレジット、サービス、その他に区分してあります。

- (1) 家電小売……家庭用電気製品および情報通信機器等の店頭販売ならびに通信販売
- (2) 家電卸売……家庭用電気製品および情報通信機器等のフランチャイジーに対する販売
- (3) クレジット……消費者金融、割賦販売斡旋
- (4) サービス……家庭用電気製品および情報通信機器等の修理ならびに運送
- (5) その他……人材派遣業および不動産業ならびに建築工事の請負業等

2 営業費用のうち、「消去又は全社」の項目に含めた配賦不能営業費用の主なものは、中間連結財務諸表提出会社本社の総務部・経理部・人事部等管理部門に係る費用であります。

前中間連結会計期間	1,467百万円
当中間連結会計期間	1,557百万円
前連結会計年度	2,905百万円

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度において、本邦の売上高の金額は、全セグメントの売上高の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度において、海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間および前連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
1株当たり純資産額 1,097円22銭 1株当たり中間純利益 12円11銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 11円22銭	1株当たり純資産額 1,081円84銭 1株当たり中間純利益 3円08銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 2円85銭	1株当たり純資産額 1,113円34銭 1株当たり当期純利益 19円16銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 17円72銭				
<p>当社は、平成18年8月4日付で普通株式について2株を1株に併合しております。なお、当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間連結 会計期間</th> <th>前連結 会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 1,175円93銭 1株当たり中間純利益 20円50銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 16円49銭</td> <td>1株当たり純資産額 1,107円35銭 1株当たり当期純利益 28円62銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 23円59銭</td> </tr> </tbody> </table>			前中間連結 会計期間	前連結 会計年度	1株当たり純資産額 1,175円93銭 1株当たり中間純利益 20円50銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 16円49銭	1株当たり純資産額 1,107円35銭 1株当たり当期純利益 28円62銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 23円59銭
前中間連結 会計期間	前連結 会計年度					
1株当たり純資産額 1,175円93銭 1株当たり中間純利益 20円50銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 16円49銭	1株当たり純資産額 1,107円35銭 1株当たり当期純利益 28円62銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 23円59銭					
<p>(追加情報) 当中間連結会計期間から、改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号最終改正平成18年1月31日)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 最終改正平成18年1月31日)を適用しております。 これによる影響はありません。</p>						

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)	前連結会計年度末 (平成19年2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	86,450	85,364	88,554
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	764	2,040	2,791
(うち少数株主持分)	764	2,040	2,791
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	85,686	83,323	85,763
1株当たり純資産額の算定に用いられ			

た中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	78,094	77,020	77,032
----------------------	--------	--------	--------

2 1株当たり中間(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年3月1日 至平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年3月1日 至平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	957	237	1,497
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	957	237	1,497
普通株式の期中平均株式数(千株)	79,119	77,026	78,188
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	2	0	2
(うち支払手数料(税額相当額控除後)(百万円))	2	0	2
普通株式増加数(千株)	6,471	6,471	6,471
(うち転換社債型新株予約権付社債(千株))	6,471	6,471	6,471
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自平成18年3月1日 至平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年3月1日 至平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)
<p>当社が平成18年11月10日開催の株主総会において、平成18年12月の株主総会決議に基づき、自己株式の取得に関する承認を受けた。</p> <p>(1) 取得の目的: 株主総会決議に基づく自己株式の取得</p> <p>(2) 取得の期間: 平成18年12月1日より平成19年3月31日まで</p> <p>(3) 取得の上限: 自己株式11,347千株</p> <p>(4) 取得の金額: 2,496百万円</p> <p>(5) 取得後の持分比率: 40.0%</p> <p>(6) 支払資金: 自己資金から充当</p>	<p>当社が平成19年9月20日開催の株主総会において、平成19年10月の株主総会決議に基づき、自己株式の取得に関する承認を受けた。</p> <p>(1) 発行人: 株式会社エスエスエス</p> <p>(2) 発行種類: 普通株式</p> <p>(3) 発行総額: 5,705,079,000円</p> <p>(4) 発行総数: 8,427,000株</p> <p>(5) 発行期間: 平成19年10月4日から平成19年10月5日まで</p> <p>(6) 払込期日: 平成19年10月5日</p> <p>(7) 新株券交付日: 平成19年10月5日</p> <p>(8) 割当株式数: 8,427,000株</p> <p>(9) 割当簿記算日: 平成19年3月1日</p>	<p>該当事項はありません。</p>

(2) 【その他】

① 中間連結会計期間終了後の状況

特に記載すべき事項はありません。

② 重要な訴訟事件等

中間連結財務諸表提出会社は、家庭用電気製品の販売業等を営む3社から、商品の取引に関連して、損害賠償を求められており、現在東京地方裁判所および福岡地方裁判所で係争中であります。3社は、商品代金払い込みに係わらず、商品の未受領があるとして損害賠償請求訴訟を提起しております。

当社といたしましては、事実関係の確認を急ぐとともに、一部にフランチャイズ契約先が係わっていることもあり、慎重に対処する方針ですが、結審に至るまでに相当の時間を要すると思われ、現時点では業績への影響を予測するのは困難であります。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間会計期間末 (平成19年8月31日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年2月28日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金及び預金		7,577		7,566		7,195		
2 受取手形		5,062		8,508		9,892		
3 売掛金		15,779		17,678		16,550		
4 たな卸資産		38,475		38,731		43,027		
5 その他		9,848		10,649		9,391		
貸倒引当金		△64		△97		△28		
流動資産合計			76,678 41.8		83,037 42.6		86,029 43.8	
II 固定資産								
1 有形固定資産	※1							
(1) 建物	※2	32,998		34,331		34,051		
(2) 土地	※2	27,820		28,243		28,360		
(3) その他		9,945		10,329		9,806		
計		70,763		72,904		72,218		
2 無形固定資産		454		400		419		
3 投資その他の資産								
(1) 長期貸付金		6,378		7,861		7,458		
(2) 差入保証金		15,445		15,368		15,329		
(3) その他		13,570		15,385		15,076		
貸倒引当金		△53		△0		△62		
計		35,341		38,614		37,802		
固定資産合計			106,559 58.2		111,919 57.4		110,439 56.2	
III 繰延資産								
社債発行費		—		36		52		
繰延資産合計			— —		36 0.0		52 0.0	
資産合計			183,238 100.0		194,993 100.0		196,521 100.0	

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間会計期間末 (平成19年8月31日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形		4,660		4,681		7,087	
2 買掛金		19,759		23,699		23,908	
3 短期借入金	※3	25,900		22,050		23,400	
4 一年内返済予定 長期借入金	※2	5,740		8,238		7,138	
5 一年内償還社債		6,000		—		—	
6 未払法人税等		253		246		325	
7 賞与引当金		513		507		450	
8 役員賞与引当金		—		17		25	
9 ポイント引当金		1,289		1,338		1,041	
10 その他		7,782		8,074		8,783	
流動負債合計		71,897	39.3	68,853	35.3	72,158	36.7
II 固定負債							
1 社債		—		12,000		12,000	
2 転換社債型新株 予約権付社債		5,475		5,475		5,475	
3 長期借入金	※2	13,580		18,643		15,312	
4 販売商品保証引当金		—		136		—	
5 退職給付引当金		1,997		337		233	
6 役員退職慰労引当金		197		—		208	
7 その他		2,803		2,763		3,184	
固定負債合計		24,052	13.1	39,355	20.2	36,414	18.5
負債合計		95,949	52.4	108,209	55.5	108,572	55.2
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		28,976		28,976		28,976	
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		13,232		13,232		13,232	
(2) その他資本剰余金		31,767		31,766		31,766	
資本剰余金合計		44,999		44,998		44,998	
3 利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		17,892		18,465		19,139	
利益剰余金合計		17,892		18,465		19,139	
4 自己株式		△4,677		△5,385		△5,376	
株主資本合計		87,191	47.6	87,054	44.6	87,737	44.7
II 評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		97		△269		212	
評価・換算差額 等合計		97	0.0	△269	△0.1	212	0.1
純資産合計		87,288	47.6	86,784	44.5	87,949	44.8
負債純資産合計		183,238	100.0	194,993	100.0	196,521	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高	※1	165,832	100.0	180,036	100.0	341,186	100.0
II 売上原価		135,606	81.8	149,614	83.1	281,314	82.5
売上総利益		30,226	18.2	30,422	16.9	59,871	17.5
III 販売費及び一般管理費	※2	29,421	17.7	29,912	16.6	58,377	17.1
営業利益		804	0.5	509	0.3	1,493	0.4
IV 営業外収益	※3	1,329	0.8	1,365	0.8	2,712	0.8
V 営業外費用	※4	642	0.4	770	0.4	1,413	0.4
経常利益		1,491	0.9	1,104	0.6	2,793	0.8
VI 特別利益	※5	94	0.1	523	0.3	1,644	0.5
VII 特別損失	※6 ※7	376	0.2	258	0.1	904	0.3
税引前中間(当期) 純利益		1,209	0.7	1,368	0.8	3,533	1.0
法人税、住民税 及び事業税		92		104		187	
法人税等調整額		285	0.2	552	0.4	1,267	0.4
中間(当期)純利益		831	0.5	712	0.4	2,077	0.6

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成18年2月28日残高(百万円)	28,976	13,232	31,767	44,999	17,180	2,306	19,486	△3,960	89,502	
中間会計期間中の変動額										
利益処分による利益配当						△2,377	△2,377		△2,377	
利益処分による役員賞与						△48	△48		△48	
別途積立金の取崩					△17,180	17,180	—		—	
中間純利益						831	831		831	
自己株式の取得								△717	△717	
自己株式の処分			△0	△0				0	0	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計(百万円)			△0	△0	△17,180	15,585	△1,594	△717	△2,311	
平成18年8月31日残高(百万円)	28,976	13,232	31,767	44,999	—	17,892	17,892	△4,677	87,191	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年2月28日残高(百万円)	40	40	89,543
中間会計期間中の変動額			
利益処分による利益配当			△2,377
利益処分による役員賞与			△48
別途積立金の取崩			—
中間純利益			831
自己株式の取得			△717
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	56	56	56
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	56	56	△2,255
平成18年8月31日残高(百万円)	97	97	87,288

当中間会計期間(自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成19年2月28日残高(百万円)	28,976	13,232	31,766	44,998	19,139	19,139	△5,376	87,737		
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当					△1,386	△1,386		△1,386		
中間純利益					712	712		712		
自己株式の取得							△8	△8		
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計(百万円)					△674	△674	△8	△682		
平成19年8月31日残高(百万円)	28,976	13,232	31,766	44,998	18,465	18,465	△5,385	87,054		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他	評価・換算	

	有価証券 評価差額金	差額等合計	
平成19年2月28日残高(百万円)	212	212	87,949
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当			△1,386
中間純利益			712
自己株式の取得			△8
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△481	△481	△481
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△481	△481	△1,164
平成19年8月31日残高(百万円)	△269	△269	86,784

前事業年度(自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主資 本合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
平成18年2月28日残高(百万円)	28,976	13,232	31,767	44,999	17,180	2,306	19,486	△ 3,960	89,502
事業年度中の変動額									
利益処分による利益配当						△2,377	△ 2,377		△2,377
利益処分による役員賞与						△48	△48		△48
別途積立金の取崩					△ 17,180	17,180	—		—
当期純利益						2,077	2,077		2,077
自己株式の取得								△ 1,419	△1,419
自己株式の処分			△1	△1				3	1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									—
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	△1	△1	△ 17,180	16,832	△347	△ 1,416	△1,765
平成19年2月28日残高(百万円)	28,976	13,232	31,766	44,998	—	19,139	19,139	△ 5,376	87,737

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年2月28日残高(百万円)	40	40	89,543
事業年度中の変動額			
利益処分による利益配当			△2,377
利益処分による役員賞与			△48
別途積立金の取崩			—
当期純利益			2,077
自己株式の取得			△1,419
自己株式の処分			1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	171	171	171
事業年度中の変動額合計 (百万円)	171	171	△1,594
平成19年2月28日残高(百万円)	212	212	87,949

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 (イ) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (ロ) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 (イ) 商品 移動平均法による原価法 ただし、AVソフト、書籍等一部の商品については売価還元法による原価法によっております。 (ロ) 販売用不動産 個別法による原価法</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 建物および店舗造作 定額法 建物および店舗造作以外 定率法 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 (2) 無形固定資産 定額法 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 投資その他の資産 長期前払費用 定額法</p> <p>3 繰延資産の処理方法</p> <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を加えて計上しております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 (イ) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (ロ) その他有価証券 同左</p> <p>(2) たな卸資産 (イ) 商品 同左</p> <p>(ロ) 販売用不動産、仕掛販売用 不動産 個別法による原価法</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 建物および店舗造作 旧定額法 建物および店舗造作以外 旧定率法 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 (2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 投資その他の資産 同左</p> <p>3 繰延資産の処理方法 社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 (イ) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (ロ) その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 (イ) 商品 同左</p> <p>(ロ) 販売用不動産 個別法による原価法</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 建物および店舗造作 定額法 建物および店舗造作以外 定率法 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 (2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 投資その他の資産 同左</p> <p>3 繰延資産の処理方法 同左</p> <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
<p>(2) 賞与引当金 従業員および使用人兼務役員に対して支給する賞与に充てるため、平成18年12月支給見込額のうち当中間会計期間負担相当額を計上しております。</p> <p>(3) ポイント引当金 顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当中間会計期間末において将来使用されると見込</p>	<p>(2) 賞与引当金 従業員および使用人兼務役員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担相当額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担相当額を計上しております。</p> <p>(4) ポイント引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 従業員および使用人兼務役員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期負担相当額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期負担相当額を計上しております。</p> <p>(4) ポイント引当金 顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末において将来使用されると見込まれる額を計上して</p>

まれる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員からの退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および当期中間末における発生額を計上しております。会計基準変更時差異はありませんが、また、過去勤務債は、その発生時に一括償却し、数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法による償却しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員からの退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき中間期末要支給額を計上しております。

(5) 販売商品保証引当金

販売商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、保証期間内の実績を基礎として計上しております。(追加情報) 販売商品の保証について、保険契約先を変更し、一部の社商品は定期においたため、将来の修理費用見込額を引当金として計上しております。

(6) 退職給付引当金

同左

おります。

(5) 退職給付引当金

従業員からの退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および当期末における発生額を計上しております。会計基準変更時差異はありませんが、また、過去勤務債は、その発生時に一括償却し、数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法による償却しております。(追加情報) 確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年2月に確定拠出年金制度へ移行し、退職給付会計処理(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。これにより特別利益に1,342百万円を計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員からの退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき中間期末要支給額を計上しております。

前中間会計期間 (自 平成18年 3月 1日 至 平成18年 8月 31日)	当中間会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月 31日)	前事業年度 (自 平成18年 3月 1日 至 平成19年 2月 28日)
5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	5 リース取引の処理方法 同左	5 リース取引の処理方法 同左
6 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理を採用しております。	6 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 同左	6 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 同左
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：金利スワップ取引 ヘッジ対象：借入金	(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左	(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左
(3) ヘッジ方針 金利の変動による大きな損失を回避する目的で金利スワップ取引を利用しております。	(3) ヘッジ方針 同左	(3) ヘッジ方針 同左
(4) ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。	(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左	(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左
7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、売上げ等に係る仮受消費税等と控除対象の仕入れ等に係る仮払消費税等とを相殺した	7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、売上げ等に係る仮受消費税等と控除対象の仕入れ等に係る仮払消費税等とを相殺した	7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

差額655百万円は、流動負債の「その他」に含めて計上しております。	差額711百万円は、流動負債の「その他」に含めて計上しております。
-----------------------------------	-----------------------------------

会計方針の変更

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
—	—	(役員賞与に関する会計基準の適用) 当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益は25百万円減少しております。

[次へ](#)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は87,288百万円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	—	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は87,949百万円であります。

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
—	(役員退職慰労引当金) 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため支給内規に基づく要支給額を計上していましたが、平成19年4月23日開催の取締役会において平成19年5月24日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同総会で退職慰労金の打ち切り支給案が承認されました。これに伴い「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、当中間会計期間末における未払額208百万円については、固定負債の「その他」に計上しております。	—

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間会計期間末 (平成19年8月31日)	前事業年度末 (平成19年2月28日)
※1	有形固定資産の減価償却累計額 32,696百万円	有形固定資産の減価償却累計額 34,766百万円	有形固定資産の減価償却累計額 33,669百万円
※2	担保に供している資産 建物 1,633百万円 土地 5,023 計 6,656 上記に対応する債務 長期借入金 3,000百万円 (一年以内返済予定額を含む)	担保に供している資産 建物 1,565百万円 土地 5,023 計 6,588 上記に対応する債務 長期借入金 3,000百万円 (一年以内返済予定額を含む)	担保に供している資産 建物 1,598百万円 土地 5,023 計 6,622 上記に対応する債務 長期借入金 3,000百万円 (一年以内返済予定額を含む)

	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間会計期間末 (平成19年8月31日)	前事業年度末 (平成19年2月28日)
	運転資金の効率的調達を行うため、取引銀行8行(㈱三菱東京UFJ銀行、㈱西日本シティ銀行、㈱佐賀銀行、中央三井信託銀行(株)、(株))	運転資金の効率的調達を行うため、取引銀行8行(㈱三菱東京UFJ銀行、㈱西日本シティ銀行、㈱佐賀銀行、中央三井信託銀行(株)、(株))	運転資金の効率的調達を行うため、取引銀行8行(㈱三菱東京UFJ銀行、㈱西日本シティ銀行、㈱佐賀銀行、中央三井信託銀行(株)、(株))

※3	<p>三井住友銀行、(株)南日本銀行、(株)伊予銀行、(株)鹿児島銀行)と特定融資枠契約(シンジケーション方式によるコミットメントライン)を締結しております。</p> <p>当中間会計期間末における当契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>特定融資枠契約の総枠 15,600百万円</p> <p>借入金実行残高 12,000</p> <p>差引額 3,600</p>	<p>三井住友銀行、(株)南日本銀行、(株)伊予銀行、(株)鹿児島銀行)と特定融資枠契約(シンジケーション方式によるコミットメントライン)を締結しております。</p> <p>当中間会計期間末における当契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>特定融資枠契約の総枠 15,600百万円</p> <p>借入金実行残高 4,000</p> <p>差引額 11,600</p>	<p>三井住友銀行、(株)南日本銀行、(株)伊予銀行、(株)鹿児島銀行)と特定融資枠契約(シンジケーション方式によるコミットメントライン)を締結しております。</p> <p>当期末における当契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>特定融資枠契約の総枠 15,600百万円</p> <p>借入金実行残高 8,000</p> <p>差引額 7,600</p>
保証債務等	<p>金融機関からの借入に対する債務保証</p> <p>1 (株)ベストクレジットサービス 5,043百万円</p> <p>2 PT. BESTDENKI INDONESIA(子会社)</p> <p>当中間会計期間末日における借入金残高はありません。</p>	<p>金融機関からの借入に対する債務保証</p> <p>1 (株)ベストクレジットサービス 2,674百万円</p> <p>2 PT. BESTDENKI INDONESIA(子会社)</p> <p>当中間会計期間末日における借入金残高はありません。</p>	<p>金融機関からの借入に対する債務保証</p> <p>1 (株)ベストクレジットサービス 3,802百万円</p> <p>2 PT. BESTDENKI INDONESIA(子会社)</p> <p>当期末における借入金残高はありません。</p>
	<p>金融機関からの借入に対する保証予約</p> <p>BEST DENKI (SINGAPORE) PTE. LTD. (子会社)</p> <p>当中間会計期間末日における借入金残高はありません。</p>	<p>金融機関からの借入に対する保証予約</p> <p>BEST DENKI (SINGAPORE) PTE. LTD. (子会社)</p> <p>当中間会計期間末日における借入金残高はありません。</p>	<p>金融機関からの借入に対する保証予約</p> <p>BEST DENKI (SINGAPORE) PTE. LTD. (子会社)</p> <p>当期末日における借入金残高はありません。</p>
	<p>金融機関からの借入に対する経営指導念書の差入</p> <p>(株)泰陽商事 保証金額1,380百万円</p>	<p>金融機関からの借入に対する経営指導念書の差入</p> <p>(株)泰陽商事 保証金額1,861百万円</p>	<p>金融機関からの借入に対する経営指導念書の差入</p> <p>(株)泰陽商事 保証金額1,881百万円</p>

(中間損益計算書関係)

	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
※1	<p>売上高の内訳は次のとおりであります。</p> <p>1 小売 売上高 119,366百万円</p> <p>2 フランチャイズ売上高 40,388</p> <p>3 テナント 売上高 5,842</p> <p>4 分譲住宅 売上高 235</p> <p>売上高合計 165,832</p>	<p>売上高の内訳は次のとおりであります。</p> <p>1 小売 売上高 117,492百万円</p> <p>2 フランチャイズ売上高 55,675</p> <p>3 テナント 売上高 6,571</p> <p>4 不動産 売上高 296</p> <p>売上高合計 180,036</p>	<p>売上高の内訳は次のとおりであります。</p> <p>1 小売 売上高 233,854百万円</p> <p>2 フランチャイズ売上高 93,492</p> <p>3 テナント 売上高 12,435</p> <p>4 不動産 売上高 1,402</p> <p>売上高合計 341,186</p>
※2	<p>このうち減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 1,480百万円</p> <p>無形固定資産 38</p> <p>(販売費及び一般管理費)</p>	<p>このうち減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 1,541百万円</p> <p>無形固定資産 20</p> <p>(販売費及び一般管理費)</p>	<p>このうち減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 3,064百万円</p> <p>無形固定資産 68</p> <p>(販売費及び一般管理費)</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)																																															
※3	営業外収益のうち主なもの 受取利息及び 492百万円 割引料 受取家賃 410	営業外収益のうち主なもの 受取利息及び 438百万円 割引料 受取家賃 446	営業外収益のうち主なもの 受取利息及び 997百万円 割引料 受取家賃 850																																															
※4	営業外費用のうち主なもの 支払利息 370百万円 社債利息 79	営業外費用のうち主なもの 支払利息 432百万円 社債利息 142 閉鎖店舗賃借料 76	営業外費用のうち主なもの 支払利息 765百万円 社債利息 195 閉鎖店舗賃借料 121																																															
※5	特別利益のうち主なもの 退店等補償金 54百万円	特別利益のうち主なもの 預り保証金 496百万円 償却益	特別利益のうち主なもの 退職給付引当金 1,342百万円 戻入益																																															
※6	特別損失のうち主なもの 固定資産除却損 168百万円 減損損失 181	特別損失のうち主なもの 固定資産除却損 72百万円 減損損失 158	特別損失のうち主なもの 固定資産除却損 369百万円 減損損失 506																																															
※7	当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。 1 概要	当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。 1 概要	当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。 1 概要																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業店舗</td> <td>建物、店舗造作、その他</td> <td>佐賀本店(佐賀県佐賀市)他、計7物件(当事業年度閉鎖予定店舗等6物件含む)</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>閉鎖店(福岡市中央区)他、計6物件</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	営業店舗	建物、店舗造作、その他	佐賀本店(佐賀県佐賀市)他、計7物件(当事業年度閉鎖予定店舗等6物件含む)	遊休資産	土地	閉鎖店(福岡市中央区)他、計6物件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業店舗</td> <td>店舗造作、構築物、その他</td> <td>旭川南店(北海道旭川市)他、計2物件</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>閉鎖店(佐賀県佐賀市)他、計2物件</td> </tr> <tr> <td>貸用資産</td> <td>店舗造作</td> <td>閉鎖店(広島県三原市)、計1物件</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	営業店舗	店舗造作、構築物、その他	旭川南店(北海道旭川市)他、計2物件	遊休資産	土地	閉鎖店(佐賀県佐賀市)他、計2物件	貸用資産	店舗造作	閉鎖店(広島県三原市)、計1物件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業店舗</td> <td>建物、店舗造作、その他</td> <td>そごう広島店(広島市中区)他、計20物件(当事業年度(第54期)閉鎖および翌事業年度(第55期)閉鎖予定店舗等計15物件含む)</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>建物、土地</td> <td>旧本社(福岡市中央区)他、計6物件</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	営業店舗	建物、店舗造作、その他	そごう広島店(広島市中区)他、計20物件(当事業年度(第54期)閉鎖および翌事業年度(第55期)閉鎖予定店舗等計15物件含む)	遊休資産	建物、土地	旧本社(福岡市中央区)他、計6物件																	
	用途	種類	場所																																															
営業店舗	建物、店舗造作、その他	佐賀本店(佐賀県佐賀市)他、計7物件(当事業年度閉鎖予定店舗等6物件含む)																																																
遊休資産	土地	閉鎖店(福岡市中央区)他、計6物件																																																
用途	種類	場所																																																
営業店舗	店舗造作、構築物、その他	旭川南店(北海道旭川市)他、計2物件																																																
遊休資産	土地	閉鎖店(佐賀県佐賀市)他、計2物件																																																
貸用資産	店舗造作	閉鎖店(広島県三原市)、計1物件																																																
用途	種類	場所																																																
営業店舗	建物、店舗造作、その他	そごう広島店(広島市中区)他、計20物件(当事業年度(第54期)閉鎖および翌事業年度(第55期)閉鎖予定店舗等計15物件含む)																																																
遊休資産	建物、土地	旧本社(福岡市中央区)他、計6物件																																																
<p>営業店舗に収益悪化が認められ、また、当事業年度の閉鎖予定店舗等も勘案し、財務体質健全化のため、減損の兆候が認められた営業店舗の建物、店舗造作、構築物等の帳簿価額および未経過リース料を回収可能価額まで減額しております。また、土地につきましても不動産価額の下落が著しく、減損の兆候が認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。</p>	<p>当社の一部の営業店舗に収益悪化が認められ、財務体質健全化のため、減損の兆候が認められた営業店舗および貸用資産の建物、店舗造作、構築物等の帳簿価額および未経過リース料を回収可能価額まで減額しております。また、土地につきましても不動産価額の下落が著しく、減損の兆候が認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。</p>	<p>当社の一部の営業店舗に収益悪化が認められ、翌事業年度の閉鎖予定店舗等も勘案し、財務体質健全化のため、減損の兆候が認められた営業店舗、貸用資産並びに遊休資産の建物、店舗造作、構築物等の帳簿価額および未経過リース料を回収可能価額まで減額しております。また、土地につきましても不動産価額の下落が著しく、減損の兆候が認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。</p>																																																
2 減損損失の金額	2 減損損失の金額	2 減損損失の金額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>固定資産の種類</th> <th>減損損失の金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建物</td><td>16</td></tr> <tr><td>店舗造作</td><td>53</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>1</td></tr> <tr><td>土地</td><td>33</td></tr> <tr><td>未経過リース料</td><td>7</td></tr> <tr><td>その他</td><td>69</td></tr> <tr><td>計</td><td>181</td></tr> </tbody> </table>	固定資産の種類	減損損失の金額(百万円)	建物	16	店舗造作	53	構築物	1	土地	33	未経過リース料	7	その他	69	計	181	<table border="1"> <thead> <tr> <th>固定資産の種類</th> <th>減損損失の金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建物</td><td>0</td></tr> <tr><td>店舗造作</td><td>97</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>2</td></tr> <tr><td>土地</td><td>8</td></tr> <tr><td>未経過リース料</td><td>7</td></tr> <tr><td>その他</td><td>41</td></tr> <tr><td>計</td><td>158</td></tr> </tbody> </table>	固定資産の種類	減損損失の金額(百万円)	建物	0	店舗造作	97	構築物	2	土地	8	未経過リース料	7	その他	41	計	158	<table border="1"> <thead> <tr> <th>固定資産の種類</th> <th>減損損失の金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建物</td><td>30</td></tr> <tr><td>店舗造作</td><td>169</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>31</td></tr> <tr><td>土地</td><td>33</td></tr> <tr><td>未経過リース料</td><td>78</td></tr> <tr><td>その他</td><td>163</td></tr> <tr><td>計</td><td>506</td></tr> </tbody> </table>	固定資産の種類	減損損失の金額(百万円)	建物	30	店舗造作	169	構築物	31	土地	33	未経過リース料	78	その他	163	計	506
固定資産の種類	減損損失の金額(百万円)																																																	
建物	16																																																	
店舗造作	53																																																	
構築物	1																																																	
土地	33																																																	
未経過リース料	7																																																	
その他	69																																																	
計	181																																																	
固定資産の種類	減損損失の金額(百万円)																																																	
建物	0																																																	
店舗造作	97																																																	
構築物	2																																																	
土地	8																																																	
未経過リース料	7																																																	
その他	41																																																	
計	158																																																	
固定資産の種類	減損損失の金額(百万円)																																																	
建物	30																																																	
店舗造作	169																																																	
構築物	31																																																	
土地	33																																																	
未経過リース料	78																																																	
その他	163																																																	
計	506																																																	

	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
	3 資産グループのグループ化の方法	3 資産グループのグループ化の方法	3 資産グループのグループ化の方法

	当社は、営業店舗、配達設置営業所の各物件単位を、また、賃貸用資産、遊休資産においても主に閉鎖した店舗の各物件単位を最小単位として、個々の資産毎にグルーピングしております。	同左	同左
※7	4 回収可能価額の算定方法等 回収可能価額の算定に当たっては、土地については、資産の重要性を勘案し主として路線価を基に算定した正味売却価額によっております。	4 回収可能価額の算定方法等 同左	4 回収可能価額の算定方法等 回収可能価額の算定に当たっては、土地については、資産の重要性を勘案し主として路線価を基に算定した正味売却価額により評価しております。また、土地を除く資産につきましては、使用価値により測定しており、将来キャッシュフローを5.7%の割引率で割り引いて算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	5,283	1,484	2,974	3,793

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	21千株
会社法第165条第2項の規定に基づく自己株式の取得	1,463千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	496株
平成18年8月4日付で2株を1株に株式併合したことによる減少	2,974千株

当中間会計期間(自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4,855	12	—	4,867

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	12千株
-----------------	------

前事業年度(自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	5,283	2,549	2,977	4,855

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	36千株
会社法第165条第2項の規定に基づく自己株式の取得	2,513千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	3千株
平成18年8月4日付で2株を1株に株式併合したことによる減少	2,974千株

[前へ](#)

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)					当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)					前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
什器備品	10,422	6,450	841	3,130	建物	693	-	-	693	什器備品	9,876	6,585	830	2,460
					車両運搬具	2	0	-	1					
					什器備品	9,690	6,933	831	1,925					
					合計	10,385	6,933	831	2,620					
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,529百万円 1年超 2,591 合計 4,121 リース資産減損勘定 621百万円 中間期末残高					(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,363百万円 1年超 1,848 合計 3,212 リース資産減損勘定 439百万円 中間期末残高					(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 1,468百万円 1年超 1,830 合計 3,299 リース資産減損勘定 548百万円 期末残高				
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 ① 支払リース料 897百万円 ② リース資産減損勘定取崩額 126百万円 ③ 減価償却費相当額 633百万円 ④ 支払利息相当額 111百万円 ⑤ 減損損失 7百万円					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 ① 支払リース料 819百万円 ② リース資産減損勘定取崩額 116百万円 ③ 減価償却費相当額 576百万円 ④ 支払利息相当額 69百万円 ⑤ 減損損失 7百万円					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 ① 支払リース料 1,757百万円 ② リース資産減損勘定取崩額 271百万円 ③ 減価償却費相当額 1,247百万円 ④ 支払利息相当額 202百万円 ⑤ 減損損失 78百万円				
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ① 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ② 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産計上額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ① 減価償却費相当額の算定方法 同左 ② 利息相当額の算定方法 同左					(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ① 減価償却費相当額の算定方法 同左 ② 利息相当額の算定方法 同左				
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 1百万円 1年超 4 合計 5					2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 275百万円 1年超 108 合計 384					2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 1百万円 1年超 3 合計 5				

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年8月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末 (平成19年8月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区 分	中間貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	1,882	2,731	848

前事業年度末 (平成19年2月28日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区 分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	1,384	3,172	1,787

(企業結合等関係)

当中間会計期間および前事業年度のいずれにおいても該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
1株当たり純資産額 1,117円73銭 1株当たり中間純利益 10円50銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 9円74銭	1株当たり純資産額 1,126円78銭 1株当たり中間純利益 9円25銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 8円54銭	1株当たり純資産額 1,141円72銭 1株当たり当期純利益 26円57銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 24円57銭				
<p>当社は、平成18年8月4日付で普通株式について2株を1株に併合しております。なお、当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間会計期間</th> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 1,196円21銭 1株当たり中間純利益 9円47銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 7円62銭</td> <td>1株当たり純資産額 1,129円34銭 1株当たり当期純利益 25円96銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 21円42銭</td> </tr> </tbody> </table>			前中間会計期間	前事業年度	1株当たり純資産額 1,196円21銭 1株当たり中間純利益 9円47銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 7円62銭	1株当たり純資産額 1,129円34銭 1株当たり当期純利益 25円96銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 21円42銭
前中間会計期間	前事業年度					
1株当たり純資産額 1,196円21銭 1株当たり中間純利益 9円47銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 7円62銭	1株当たり純資産額 1,129円34銭 1株当たり当期純利益 25円96銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 21円42銭					
<p>(追加情報) 当中間会計期間から、改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 最終改正平成18年1月31日)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 最終改正平成18年1月31日)を適用しております。これによる影響はありません。</p>						

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間会計期間末 (平成19年8月31日)	前事業年度末 (平成19年2月28日)
----	--------------------------	--------------------------	------------------------

純資産の部の合計額(百万円)	87,288	86,784	87,949
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	87,288	86,784	87,949
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	78,094	77,020	77,032

2 1株当たり中間(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	831	712	2,077
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	831	712	2,077
普通株式の期中平均株式数(千株)	79,119	77,026	78,188
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	2	0	2
(うち支払手数料 (税額相当額控除後)(百万円))	2	0	2
普通株式増加数(千株)	6,471	6,471	6,471
(うち転換社債型新株予約権付社債 (千株))	6,471	6,471	6,471
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益の 算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
該当事項はありません。	<p>当社は、平成19年9月20日開催の取締役会において、業務、資本提携および自己資本の充実、連結子会社の株さくらやの再建のための資金投入を目的として、(株)ビックカメラ(東京都豊島区)を割当先とする第三者割当増資による新株式発行を行うことを次のとおり決議し、平成19年10月5日を払込期日として新株式を発行しております。なお、業務、資本提携については、第2事業の状況4経営上の重要な契約等に記載しております。</p> <p>1 新株式発行概要</p> <p>(1) 発行新株式 普通株式 数 8,427,000株</p> <p>(2) 発行価額 1株につき677円</p> <p>(3) 発行総額 5,705,079,000円</p> <p>(4) 資本組入額 2,856,753,000円</p> <p>(5) 申込期間 平成19年10月4日</p> <p>(6) 払込期日 平成19年10月5日</p> <p>(7) 新株券交付 平成19年10月5日</p> <p>(8) 割当株式数 8,427,000株</p> <p>(9) 配当起算日 平成19年3月1日</p> <p>2 資金の使途</p> <p>(株)さくらやの金融機関からの借入金の一部返済に全額充当する予定であります。</p>	該当事項はありません。

(2) 【その他】

① 中間会計期間終了後の状況

特に記載すべき事項はありません。

② 重要な訴訟事件等

当社は、家庭用電気製品の販売業等を営む3社から、商品の取引に関連して、損害賠償を求められており、現在東京地方裁判所および福岡地方裁判所で係争中であります。3社は、商品代金払い込みに係わらず、商品の未受領があるとして損害賠償請求訴訟を提起しております。

当社といたしましては、事実関係の確認を急ぐとともに、一部にフランチャイズ契約先が関わっていることもあり、慎重に対処する方針ですが、結審に至るまでに相当の時間を要すると思われ、現時点では業績への影響を予測するのは困難であります。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|---|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
(事業年度(第54期)自平成18年3月1日 至平成19年2月28日) | 平成19年5月25日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 訂正発行登録書(普通社債) | 平成19年11月20日および
平成19年11月26日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 有価証券届出書(第三者割当増資)及びその添付書類 | 平成19年9月20日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月22日

株式会社ベスト電器
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 青野 弘
業務執行社員

指定社員 公認会計士 藤田 和子
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベスト電器の平成18年3月1日から平成19年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ベスト電器及び連結子会社の平成18年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月19日

株式会社 ベスト電器
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 青野 弘

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 和子

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 昭彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベスト電器の平成19年3月1日から平成20年2月29日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ベスト電器及び連結子会社の平成19年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成19年9月20日開催の取締役会決議に基づき平成19年10月5日を払込期日とする第三者割当増資による新株式を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月22日

株式会社ベスト電器
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 青野 弘
業務執行社員

指定社員 公認会計士 藤田 和子
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベスト電器の平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第54期事業年度の中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ベスト電器の平成18年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月19日

株式会社 ベスト電器
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 青野 弘

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 和子

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 昭彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベスト電器の平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第55期事業年度の中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ベスト電器の平成19年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成19年9月20日開催の取締役会決議に基づき平成19年10月5日を払込期日とする第三者割当増資による新株式を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。